

# 下関市教育委員会 2月定例会 資料

令和2年2月21日(金) 9:30～  
教育センター 3階中研修室

## 【目次】

○日程表 ..... P 1

### [議案]

第2号 令和2年度教育予算について ..... 別冊① P 1  
第3号 令和元年度教育予算の補正(3月)について ..... 別冊① P 19  
第4号 教育功労者表彰(篤行表彰)について ..... P 2  
第5号 下関市指定文化財の指定について  
(絹本著色虚庵玄寂像) ..... P 3  
第6号 下関市指定文化財の指定について  
(板絵著色潮音院住持等像) ..... P 10  
第7号 財産の取得について ..... 別冊① P 23  
第8号 下関市立高等学校会計年度任用講師の  
給与等に関する条例 ..... 別冊① P 37  
第9号 下関市立高等学校会計年度任用講師の  
勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 ..... 別冊① P 40

### [報告事項]

○下関市教育委員会の組織改編について ..... 別冊① P 42  
○令和2年度下関市学校教育指導上の努力点について ..... P 26  
○学校給食施設再編整備について ..... P 44  
○令和4年度以降の下関市成人式の参加対象年齢等について ..... P 48  
○令和2年度公民館等の開館時間の短縮について ..... P 49

- 考古博物館企画展「郷台地奇譚 EpisodeⅢ  
ー郷台地の弥生石器とその石材ー」の開催について…………… P 52
- 下関市産恐竜卵化石常設展示供用開始及び記念講演会の  
開催について…………… P 53
- 第2回川まち弥生まつりの開催について…………… P 54
- 下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）（案）について…………… P 55

# 教育委員会定例会 日程表

令和2年2月21日（金） 9時30分から  
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

## 日程 1

### 【議案】

第2号	令和2年度教育予算について	教育政策課
第3号	令和元年度教育予算の補正（3月）について	教育政策課
第4号	教育功労者表彰（篤行表彰）について	教育政策課
第5号	下関市指定文化財の指定について（絹本著色虚庵玄寂像）	文化財保護課
第6号	下関市指定文化財の指定について（板絵著色潮音院住持等像）	文化財保護課
第7号	財産の取得について	歴史博物館
第8号	下関市立高等学校会計年度任用講師の給与等に関する条例	下関商業高等学校
第9号	下関市立高等学校会計年度任用講師の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例	下関商業高等学校

## 日程 2

### 【報告事項】

下関市教育委員会の組織改編について	教育政策課
令和2年 下関市学校指導上の努力点について	教育研修課
学校給食施設再編整備について	学校保健給食課
令和4年度以降の下関市成人式の参加対象年齢等について	生涯学習課
令和2年度 公民館等の開館時間の短縮について	生涯学習課
考古博物館企画展「郷台地奇譚E p i s o d eⅢー郷台地の弥生石器とその石材ー」の開催について	文化財保護課
下関市産恐竜卵化石常設展示供用開始及び記念講演会の開催について	文化財保護課
第2回川まち弥生まっりの開催について	文化財保護課
下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）（案）について	図書館政策課

## 日程 3

### 【その他】

#### ■次回開催予定

（3月臨時会）令和2年3月 4日（水）

（3月定例会）令和2年3月27日（金）

R2. 3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R2. 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

閉会

下関市教育委員会  
議案第4号

教育功労者表彰（篤行表彰）について

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

教育功労者表彰（篤行表彰）について

下関市教育委員会表彰規則（平成17年教育委員会規則第4号）第7条の規定に基づき、教育功労者（篤行表彰）を下記のとおり決定し、表彰する。

記

氏名	表彰事由
清水 好晴	下関市立考古博物館へ2,500,000円相当の恐竜卵化石等を寄贈したことによる。

提案理由

下関市教育委員会表彰規則に基づき、教育功労表彰者として決定するため。

下関市指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年（2020 年）2 月 21 日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市指定文化財の指定について

下関市文化財保護条例（平成 17 年条例第 118 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の文化財を下関市指定有形文化財に指定する。

記

区分	有形文化財(絵画)
名称	絹本著色虚庵玄寂像
員数	1 幅
所在の場所	下関市長府川端二丁目 2 番 27 号 下関市立歴史博物館
所有者の名称	宗教法人日頼寺(代表役員 眞島俊昭)
所有者の住所	下関市長府侍町一丁目 10 番 2 号

提案理由

宗教法人日頼寺が所有する「絹本著色虚庵玄寂像」を下関市指定文化財に指定するため。

## 調 書

- 1 名 称  
絹本著色虚庵玄寂像
- 2 員 数  
1 幅
- 3 所在の場所  
下関市長府侍町一丁目 10 番 2 号(日頼寺)
- 4 所有者の氏名・名称及び住所  
氏 名 宗教法人 日頼寺(代表役員 眞島俊昭)  
住 所 下関市長府侍町一丁目 10 番 2 号
- 5 文化財の種類  
有形文化財(絵画)
- 6 品質及び形状  
絹本著色 掛幅装
- 7 寸法及び重量  
縦 112.0 c m 横 54.0 c m
- 8 作 者 等  
作者不明 性海靈見着賛
- 9 製作の年代又は時代  
南北朝時代 永和 3 年(1377)着賛
- 10 由来又は沿革等  
長府に所在した金山長福寺(現功山寺)の開山虚庵玄寂の頂相で、南北朝時代の永和 3 年(1377) 4 月に、五山文学僧として名高い性海靈見(東福寺 43 世)が着賛している。虚庵は、建長 4 年(1252)に伊勢国安濃郡に生まれ、京都恵日山東福寺の開山円爾(聖一國師)の法嗣痴兀大慧(仏通禅師、東福寺 9 世)に師事した臨濟宗聖一派大慈門派の禅僧で、鎌倉時代末期に長門国守

護北条時仲を開基檀越として長福寺を開き、元徳元年(1329)に78歳で没している。なお、虚庵の法諱については、当該資料の賛文や東福寺の記録には、「虚庵(寂)空」とあるものの、功山寺に伝わる虚庵の行録(下関市指定文化財「金山長福禅寺開山虚菴和尚行録 景泰五年孟春 南浦如幻書」)には「玄寂」とあり、いずれが正しいかは判然としない。

長福寺は、室町時代初期に幕府から諸山に列せられ、東福寺と同じく円爾を祖とする聖一派の禅僧が住持を務める禅院として隆盛した。聖一派は、鎌倉時代以来広範なネットワークを形成したことで知られており、聖一派の禅僧である性海の着賛は、同派のネットワークにもとづいて為されたものと推定される。

当該資料は、法衣に鑿袈裟を着し、右手に払子を持ち、法被のかかった曲糸に坐した虚庵の姿を描いたもので、前方には沓床に揃え置かれた沓も描かれている。図様をみるうえでの参考資料として、ほぼ同時期に描かれたと推測され、当該資料と同じく性海靈見の賛文(元徳元年〔1381〕着賛)をもつ「絹本著色無等和尚像」(福岡県須恵町道林寺蔵)がある。両資料を比較すると、「無等和尚像」が払子ではなく竹籠を持っている点に相違があるものの、無紋の法衣袈裟や文様のあしらわれた法被、蕨手が用いられた曲糸など、共通項が多い。曲糸の蕨手については南北朝時代の用例は少ないといわれているが、当該資料の図様は同時代に典型的なものといえよう。

また、虚庵の没年と賛文の年次から、当該資料は虚庵没後に描かれた遺像と考えられるが、依るべき頂相が存在したことがうかがわれ、県下に遺る南北朝時代制作の頂相として貴重なものである。

なお、当該資料は長福寺(臨濟宗)の所蔵品であったものが、江戸時代初頭に同寺が笑山寺(曹洞宗)に改められた際、日頼寺(臨濟宗)に移ったものと推定されている。そのため、功山寺に伝わる虚庵の行録などとあわせて、長府における寺院の変遷や寺物の伝来をたどるうえでも注目される。

当該資料は現状では絵の周囲が切りつめられており、上下は余白がなく、右側の関防印と左側の性海の印及び曲糸にかかる法被が部分的に切断されてしまっている。また、表装には絵の左右に貼り合わせた痕跡があり、裏打ちが簡略化されるなどの不自然さが見受けられ、左側の軸頭には緩みがある。この表装については、上巻の八双付近に、「長福開山頂相 修補」「安政五年初秋 [ ] (竺応カ)」という墨書があり、安政5年(1858)初秋、

日頼寺 15 世の竺応和尚の代に修補されたことがわかることから、その際の表装と推定されるが、絵が切断された時期については不詳である。しかしながら、絵の本体については、右側の中央からやや下がった部分に絹を充てて補修した痕跡があるものの、積極的な補修ではなく、全体的には制作時のままといえる。なお、当該資料は木箱に納められているが、これは後代の作である。

#### 11 その他参考となる事項

##### (1) 功山寺蔵「虚庵玄寂(寂空)像」(頂相彫刻)について

虚庵が開いた長福寺の後身である功山寺には、虚庵をはじめとした祖師たちの頂相彫刻が遺されており、とりわけ虚庵の頂相彫刻は、当該資料とあわせて像主の風貌を偲ばせるものとして注目される。

##### (2) 参考文献

- ①『博多承天寺展』(福岡県文化会館、1981年)
- ②『金山 功山禅寺』(功山寺、1985年)
- ③『山口県の美術工芸—文化財集中地区特別総合調査報告書』(山口県教育委員会、1993年)
- ④玉村竹二『五山禅僧伝記集成【新装版】』(思文閣出版、2003年)
- ⑤『山口県史 通史編 中世』(山口県、2012年)



絹本著色虚庵玄寂像

令和2年（2020年）1月29日

下関市教育委員会 様

下関市文化財保護審議会

会長 三浦 正幸

下関市指定文化財の指定について（答申）

令和元年（2019年）10月10日付け下教文第859号にて諮問がありましたことについて、下関市文化財保護審議会を開催し慎重に審議を行った結果、下記の文化財を下関市文化財に指定することが適当であると判断いたします。

#### 記

1. 名称

絹本著色虚庵玄寂像

2. 員数

1幅

3. 所有者

宗教学法人日頼寺（代表役員 眞島俊昭）

下関市長府侍町一丁目10番2号

4. 調書

別紙のとおり

5. 指定の理由

当該資料は、功山寺の前身金山長福寺（現功山寺）の開山虚庵玄寂の頂相で、性海靈見（東福寺43世）が着賛している。虚庵は鎌倉時代末期に長

門国守護北条時仲を開基檀越として長福寺を開き、元徳元年(1329)に78歳で没している。

本頂相は、衲衣に鑲袈裟を着し、右手に払子を持ち、法被のかかった曲糸に坐した虚庵の姿を描いたもので、像主の前方には杳床に揃え置かれた杳も描かれている。虚庵の没年と賛文の年次から、本頂相は虚庵没後に描かれた遺像と考えられ、依るべき頂相が存在したことがうかがわれ、県下に遺る数少ない南北朝時代製作の頂相として貴重なものである。

なお、本頂相は長福寺(臨濟宗)の所蔵品であったものが、江戸時代初頭に同寺が笑山寺(曹洞宗)に改められた際、日頼寺(臨濟宗)に移ったものと推定されている。そのため、功山寺に伝わる虚庵の行録(下関市指定文化財「金山長福禅寺開山虚菴和尚行録 景泰五年孟春 南浦如幻書」)などとあわせて、長府における寺院の変遷や寺物の伝来をたどるうえでも注目される。

以上

下関市指定文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和 2 年（2020 年）2 月 21 日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市指定文化財の指定について

下関市文化財保護条例（平成 17 年条例第 118 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記の文化財を下関市指定有形文化財に指定する。

記

区分	有形文化財(絵画)
名称	板絵著色潮音院住持等像
員数	6 枚
所在の場所	下関市長府川端二丁目 2 番 27 号 下関市立歴史博物館
所有者の名称	宗教法人日頼寺(代表役員 眞島俊昭)
所有者の住所	下関市長府侍町一丁目 10 番 2 号

提案理由

宗教法人日頼寺が所有する「板絵著色潮音院住持等像」を下関市指定文化財に指定するため。

## 調 書

- 1 名 称  
板絵著色潮音院住持等像
- 2 員 数  
6 枚
- 3 所在の場所  
下関市長府侍町一丁目 10 番 2 号(日頼寺)
- 4 所有者の氏名・名称及び住所  
氏 名 宗教法人 日頼寺(代表役員 眞島俊昭)  
住 所 下関市長府侍町一丁目 10 番 2 号
- 5 文化財の種類  
有形文化財(絵画)
- 6 品質及び形状  
別紙目録のとおり
- 7 寸法及び重量  
別紙目録のとおり
- 8 作 者 等  
別紙目録のとおり
- 9 制作の年代又は時代  
別紙目録のとおり
- 10 由来又は沿革等

本資料は、長福寺(現功山寺)の塔頭潮音院(臨濟宗)の歴代住持を描いたと推定される頂相である。ただし、像主のなかには名前や経歴が不明な者も含まれている。また、頂相は通常絹本・紙本の絵画や彫刻のかたちで制作されることが多いが、本資料は板絵として描かれている点に特徴がある。

潮音院は長府亀の甲に所在したが、関ヶ原の合戦後に長府に入部した毛利秀元により、母の法名にちなんで妙寿寺(曹洞宗)として現在の笑山寺の所在地に移転再建された。そののち、秀元の父元清の霊牌が移され、笑山寺と改められて現在に至る。当該資料をはじめとした潮音院の旧蔵品は、潮音院が妙寿寺に改められた際に日頼寺(臨濟宗)に移されたと推定されている。

潮音院伝世の古文書は散逸しており、一部は長府毛利家旧蔵の手鑑「筆陳」(山口県指定文化財、下関市立歴史博物館蔵)などに収められているものの、潮音院の実態については不明な点が多い。そのため、当該資料は、潮音院の情報を今に伝えるものとして貴重である。

当該資料のうち4点は、裏書によれば禅恵という人物によって描かれ、永正3年(1506)7月15日に潮音院の住持恕仙が納めたものである。これらのうち、大同可円像と竺春禅師像は、賛文の日付が施入時期から大幅に遡るため、もともなった頂相が存在したことをうかがわせるが、制作の目的などについては不詳である。

なお、元文4年(1739)頃に成立したと推定される「功山寺略記」(功山寺蔵)には、長享元年(1487)に長福寺の三門が倒れた際に破損し、放置されていた楼上の十六羅漢像を、大永2年(1522)に至って仏工一清に修復させた人物として、「一得斎恕仙」の名がみえる。年代から考えて、おそらくこの「一得斎恕仙」は、頂相等を施入した潮音院の住持恕仙と同一人物と考えられ、彼が潮音院や長福寺の興隆に尽力していた様子をうかがうことができる。また、天文19年(1550)、大内義隆は「長門国府一得軒・同国豊田郡阿川別府内潮音寺住持職」を禅超首座に安堵しているが(「日頼寺文書」)、ここにみえる一得軒は、名称から考えて恕仙所縁の寺院と推測される。

当該資料には、板材が反り返ることを防ぐために端喰が付けられているが、⑥以外のものはいずれも後補と考えられる。また、④を除き釘穴が残り、⑤は釘と思われる金属片が残るところからも、釘による掲示から把手による掲示に変更されたものと推定される。

#### ①大同可円像

潮音院の住持を務めたと推定される大同可円を描いた板絵の頂相。法衣に鐵袈裟を着し、手を法界定印の形に組み、法被のかかった曲棗に坐した大同の姿を描いたもので、前方には沓床に揃え置かれた沓も描かれている。残念ながら顔は剥落によりはっきりとしないものの、袈裟や法被の模様はよく遺っている。裏書によれば、画師禅恵が描き、永正3年(1506)7月15日に潮音院の住持恕仙が納めたもので、性海靈見(東福寺43世)起草の賛文を有するが、性海の没年(応永3年、1396)から考えて、性海が着賛した頂相が別に存在したことをうかがわせる。賛文に、大同が「至徳丁卯(4年、1387)閏五月二十一日」に「行年七十九」にして示滅したとあり、大同と性海の没年から考えて、大同の示滅後間もなく性海が着賛した頂相があり、それをもとに描かれたと推定される。

賛文によれば、大同は延慶2年(1309)に生まれ、臨済宗仏光派の祖である規庵祖円(南院国師、南禅寺2世)の法嗣鏡空浄心(広智明覚禅師)に師事している。規庵は、臨済宗聖一派の総本山である恵日山東福寺の無関玄悟(大

明国師、東福寺 3 世)に師事しており、聖一派と関わりが深かった。聖一派の性海靈見が規庵の法系に連なる大同の頂相の賛文を起草しているのは、上記のような所縁にもとづくものと推定される。また、大同の師である鏡空は周防国の大内氏の帰依を受け、大内重弘の菩提寺である南明山乗福寺(臨濟宗)を開いている(規庵祖円を勧請開山とする)。このことから、鏡空の弟子の大同が潮音院の住持であったとすれば、大内氏と潮音院の関係を考えるうえでも重要な資料といえる。

本資料のうち、上下の端食は後補されたものと推定される。加えて、本体の右側には、さらに木材があった可能性がある。また、賛文中央上部には、釘穴と推定される貫通痕がある。頂相については、鉱物性顔料の群青が部分的によく遺っており、顔には剥落がみられるものの、目は生き活きとした描写が残っている。なお、裏面には墨書があるが、墨が薄くなっているため肉眼では判読が困難である。この裏書については、『山口県史 史料編 中世 4』で活字化されている。

#### ② 竺春禅師像

潮音院の住持を務めたと推定される竺春禅師を描いた板絵の頂相。法衣に鍔袈裟を着し、右手に竹籠を持ち、法被のかかった曲泉に坐した竺春の姿を描いたもので、剥落はあるものの、竺春の温和な表情を今に伝えている。また、前方には沓床に揃え置かれた沓も描かれている。裏書によれば、大同可円像と同様に禅恵が描き、潮音院の住持恕仙が納めたものという。ただし、寛正 5 年(1464)7 月下旬、五芳(あるいは玉芳か)という人物が元溪座元(首座)の命を受けて着賛したと書かれていることから、大同可円像と同じく、五芳着賛の頂相が別に存在し、それをもとに描かれたことがうかがわれる。

竺春については詳細不明であるが、賛文から鏡空浄心や大同可円の法系に連なる禅僧であったと推定される。

本資料のうち、上下の端食は後補されたものと推定され、賛文の文字の上部が切りつめられていることはそれを裏付けるものである。なお、本体の左側には欠損がみられるものの、進行はない。さらに、賛文中央上部には、釘穴と推定される貫通痕がある。頂相については、絵・文字ともに残存状況は良好である。裏面には墨書があるが、こちらについても墨の残存状況が良好で、文字の判読も可能である。この裏書については、『山口県史 史料編 中世 4』で活字化されている。

#### ③ 無溪和尚像

潮音院の住持を務めたと推定される無溪和尚を描いた板絵の頂相で、法衣に鍔袈裟を着し、右手に竹籠を持ち、法被のかかった曲泉に坐した無溪の姿を描いたもの。また、前方には沓床に揃え置かれた沓も描かれている。裏書によれば、大同可円像や竺春禅師像と同様に禅恵が描き、潮音院の住持恕仙

が納めたものというが、本資料と他の2点では、画風が異なっているようにも思われる。賛文は永正2年(1505)4月に恕仙が請うて了庵桂悟(仏日国師、南禅寺241世、東福寺171世)が記している。了庵は臨済宗聖一派に属した禅僧で、文明18年(1486)に東福寺領復興のために周防に下向して大内政弘と折衝し、政弘の父教弘への贈三位に際し山口の築山にあった教弘の祠において説法を行っている。また、大内氏が影響力を行使したといわれる永正度の遣明船で正使に任命されるなど、大内氏と関わりが深い人物であった。また、了庵は永正4年(1507)、現山口市の雲谷庵において、国宝の雪舟山水図に着賛し、雪舟がすでに死去していることを伝えている。

無溪和尚については詳細不明であるが、賛文をみると規庵祖円や鏡空浄心に連なる法系に属しており、「前任承天無溪和尚」とあることから、筑前国博多の承天寺(臨済宗)に住したと推定される。承天寺は円爾(聖一国師)を開山とする禅院で、聖一派の禅僧が住持を務めていた。以上から、当該資料は聖一派のネットワークや人的交流を物語るものとして注目される。

本資料のうち、上下の端食は後補されたものと推定され、上側には仕口があり、下側は両端にほぞ穴を設けて接合されていることが確認できる。また、本体の右側には欠損の痕跡があり、制作時には現状よりも木材の幅があった可能性がある。さらに、賛文中央上部には、釘穴と推定される貫通痕がある。頂相については、顔・左手の部分に下描きの痕跡が確認されるほか、法衣の線に加筆が認められる。また、法衣の裾の部分には、金色の顔料が残存している。なお、裏面には墨書があるが、墨が薄くなっているため肉眼では判読が困難である。この裏書については、『山口県史 史料編 中世4』で活字化されている。

#### ④某像

1人の僧侶を中心に複数の人物を描いた板絵。像主である僧侶は法衣に鍔袈裟を着し、右手に払子を持ち、法被のかかった曲桌に坐し、正面を向いた姿で描かれており、周囲にも人物像が配されている。裏書によれば、大同可円像、竺春禅師像、無溪和尚像と同様に禅恵が描き、潮音院の住持恕仙が納めたものという。賛文は円の周囲に文字が配されたものであり、画風を含めて禅恵筆とされる他の3点の頂相とは相違があるように見受けられる。像主が正面を向くことに加え諸尊が取り巻く構図も頂相としてはめずらしいものの、別の人格や尊格を頂相の形式に取り入れ、他の列祖と同格のものとして組み入れ祖師像的性格をもたせたと推測される。像主に関する情報や制作の事情などについては記されておらず、詳細は不明である。

本資料のうち、上下の端食と左側の木材は後補されたものと推定される。このほか、中央付近で縦に割れてしまった板を継いでいることが接合部分で確認できる。また、像主の左側に描かれた人々は、左側部分が不自然に切断されている。

なお、裏面には墨書があるが、墨が薄くなっているため肉眼では判読が困難である。この裏書については、『山口県史 史料編 中世 4』で活字化されている。

#### ⑤ 恵海和尚像

潮音院の住持を務めたと推定される恵海和尚を描いた板絵の頂相。法衣に鑿袈裟を着し、右手に払子を持ち、法被のかかった曲枱に坐した恵海の姿を描いたもので、前方には杓床に揃え置かれた杓も描かれている。裏書によれば、天正7年(1579)4月に潮音院の住持禅昇が納めており、観月が描いたものという。なお、像主の恵海和尚については不詳である。

また、同年の年号をもつ賛文が書かれており、賛文を記した人物については、「前真如仙岳叟龍竺」と記されているが、詳細は不明である。

本資料のうち、上下の端食は後補されたものと推定される。さらに、賛文中央上部には、釘穴と推定される貫通痕があり、金属片が遺っている。頂相については、顔は茶色くなっており、鉛白が使用された可能性がある。また、仕上げとしての髭や髪の毛の墨線が遺っている。全体的に顔料が遺っている部分が多く、右側の曲枱部分と杓床には胡粉が用いられている可能性がある。賛文から、永正3年(1506)に施入された板絵が制作されて50年程度経過して描かれたものと推測され、それらの板絵とは明らかに絵の構造が異なる。なお、裏面には墨書があり、墨が薄くなっているものの、文字の判読は可能である。この裏書については、『山口県史 史料編 中世 4』で活字化されている。

#### ⑥ 某像

潮音院の住持を務めたと推定される僧侶を描いた板絵の頂相で、板の両面に僧侶の像が描かれており、法衣をみると、片方は緑色、もう片方は黒色の顔料が遺っている。両画像とも、法衣に鑿袈裟を着し、右手に竹篋を持ち、法被のかかった曲枱に坐した姿を描いたもので、前方には杓床に揃え置かれた杓も描かれている。なお、賛文はなく、像主に関する情報は不詳である。

本資料は、板の材質が悪く、桃山時代のうち、16世紀末の文禄・慶長期頃に制作されたもので、上下の端食は本体と同時期のものと推定される。また、上側の部分の中央上には貫通痕があり、板の中央上の部分には、釘穴かと思われる痕がある。画像は両面とも全体的に剥落がある。便宜的に緑色の顔料が残存している画像が描かれた面を表とすると、表面の右側(裏面の左側)には、矧木が取れたと推測される部分がある。また、表面の背景にも着色している可能性があり、像主の顔には墨による下描きを確認できる。また、画像には、一部金箔が遺っている箇所がある。

11 その他

本資料の名称は「板絵著色潮音院住持等像」とし「等」を含む。前述のとおり、像主のなかには名前や経歴が不明な者も含まれ、あくまで潮音院の歴代住持を描いたと推定される頂相であるため、「等」を含むものであり、今後の調査により再検討を要する。

12 その他参考となる事項

(1) 参考文献

- ① 『金山 功山禅寺』(功山寺、1985年)
- ② 『下関市史 資料編Ⅴ』(下関市、1999年)
- ③ 玉村竹二『五山禅僧伝記集成【新装版】』(思文閣出版、2003年)
- ④ 『山口県史 史料編 中世4』(山口県、2008年)
- ⑤ 『山口県史 通史編 中世』(山口県、2012年)

令和2年(2020年)1月29日

下関市教育委員会 様

下関市文化財保護審議会

会長 三浦 正幸

下関市指定文化財の指定について(答申)

令和元年(2019年)10月10日付け下教文第859号にて諮問がありましたこのことについて、下関市文化財保護審議会を開催し慎重に審議を行った結果、下記の文化財を下関市文化財に指定することが適当であると判断いたします。

#### 記

1. 名称

板絵著色潮音院住持等像

2. 員数

6枚

3. 所有者

宗教法人日頼寺(代表役員 眞島俊昭)

下関市長府侍町一丁目10番2号

4. 調書

別紙のとおり

5. 指定の理由

本資料は、長福寺(現功山寺)の塔頭潮音院(臨済宗)の歴代住持を描いたと推定される頂相で、通常絹本・紙本の絵画や彫刻のかたちで制作さ

れることが多い頂相が、板絵として描かれている点に特徴がある。

潮音院は長府亀の甲に所在したが、関ヶ原の合戦後に長府に入部した毛利秀元により、母の法名にちなんで妙寿寺(曹洞宗)として現在の笑山寺の所在地に移転再建された。そののち、秀元の父元清の霊牌が移され、笑山寺と改められて現在に至る。当該資料をはじめとした潮音院の旧蔵品は、潮音院が妙寿寺に改められた際に日頼寺(臨済宗)に移されたと推定されている。

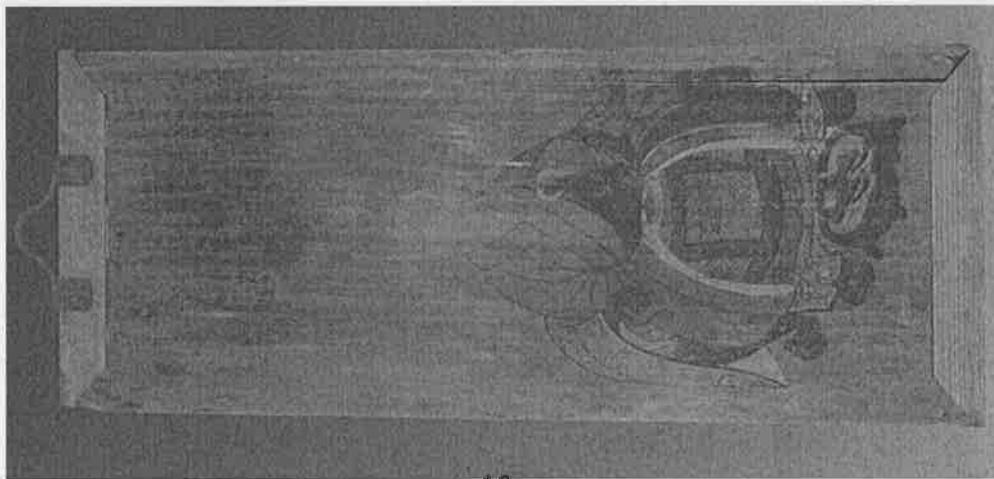
潮音院伝世の古文書は散逸しており、一部は長府毛利家旧蔵の手鑑「筆陳」(山口県指定文化財、下関市立歴史博物館蔵)などに収められているものの、潮音院の実態については不明な点が多い。そのため、当該資料は、潮音院の情報を今に伝えるものとして貴重である。

## 6. その他

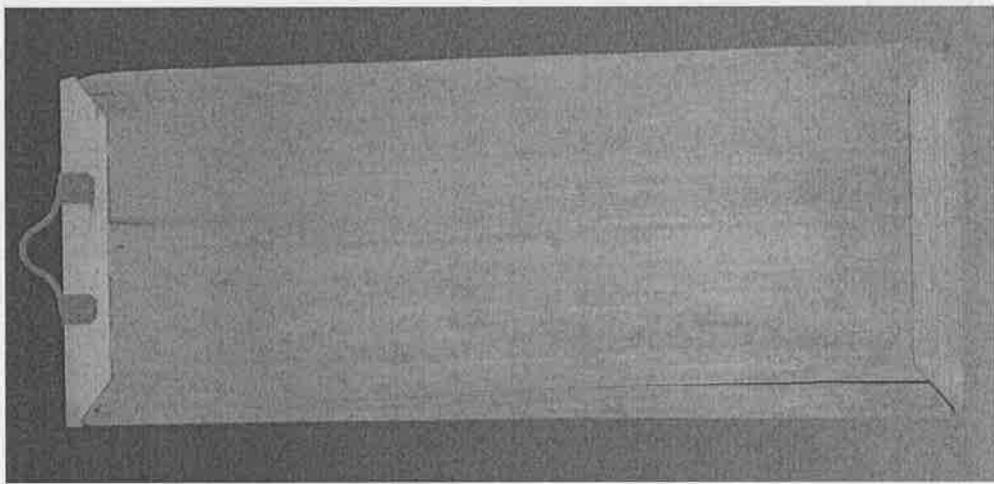
本資料の名称は「板絵著色潮音院住持等像」とし「等」を含む。これは、像主のなかには名前や経歴が不明な者も含まれ、あくまで潮音院の歴代住持を描いたと推定される頂相であるため、「等」を含むものであり、今後の調査により再検討を要する。

以上

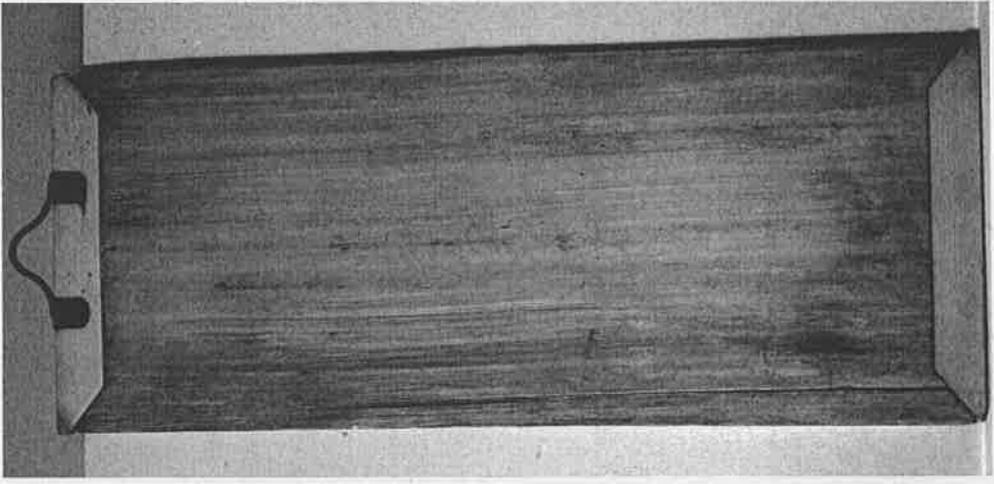
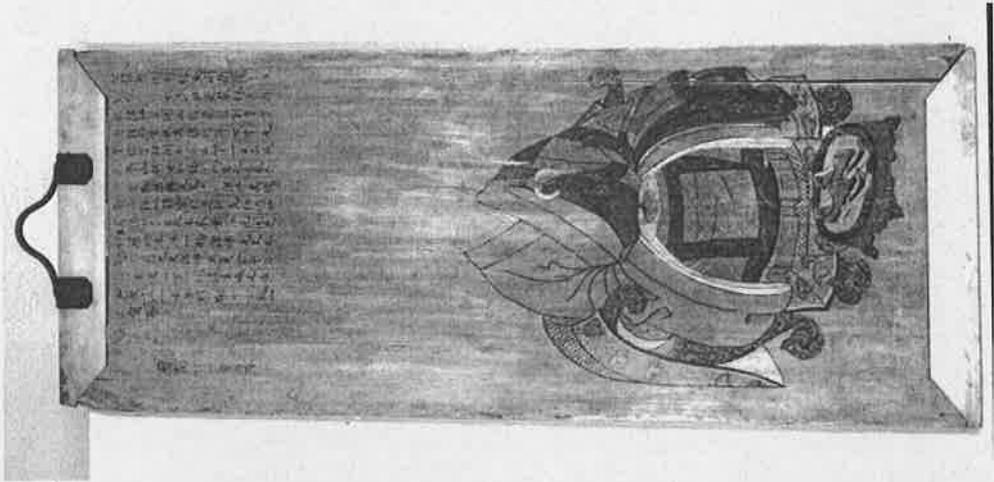
【板絵著色潮音院住持等像 ①大同可円像】



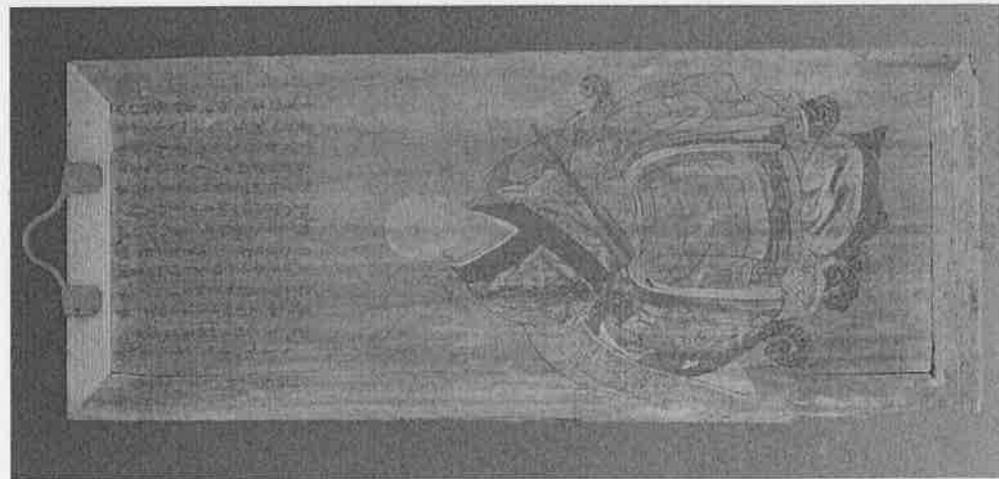
可視光線による撮影



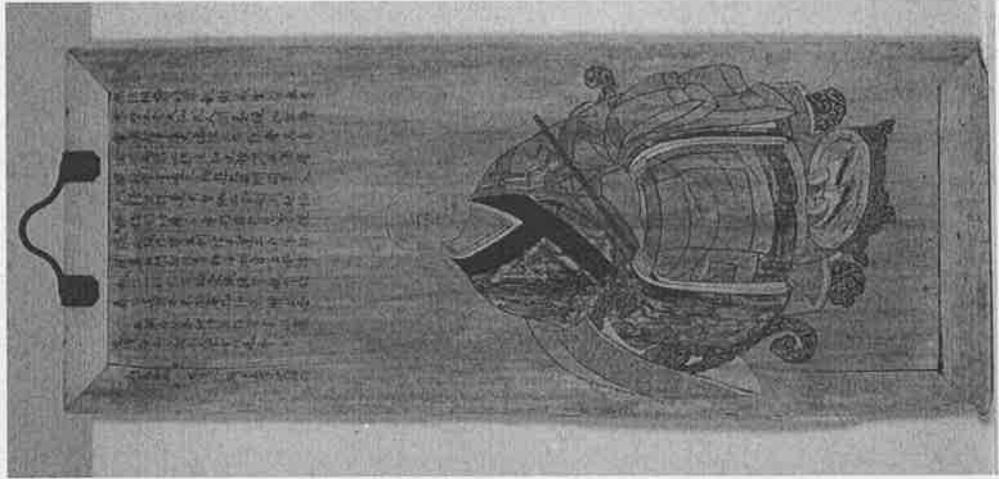
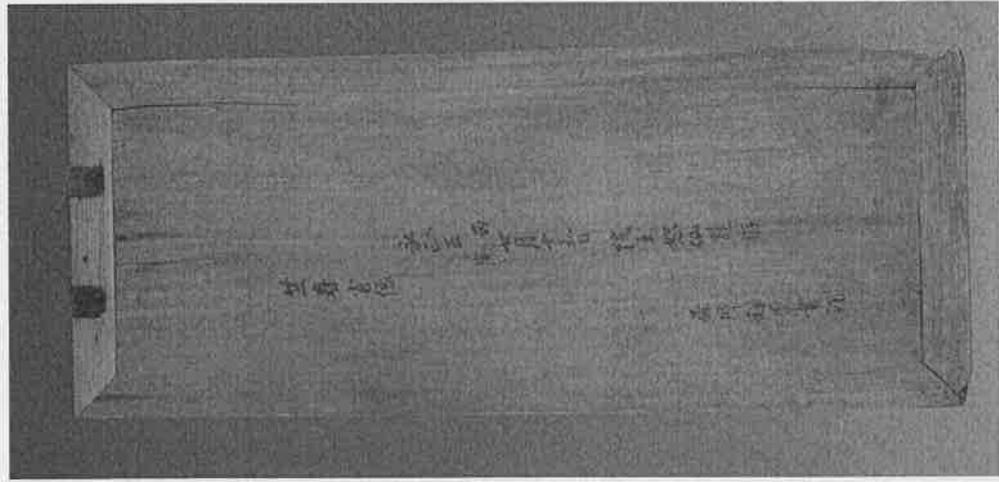
赤外線線による撮影



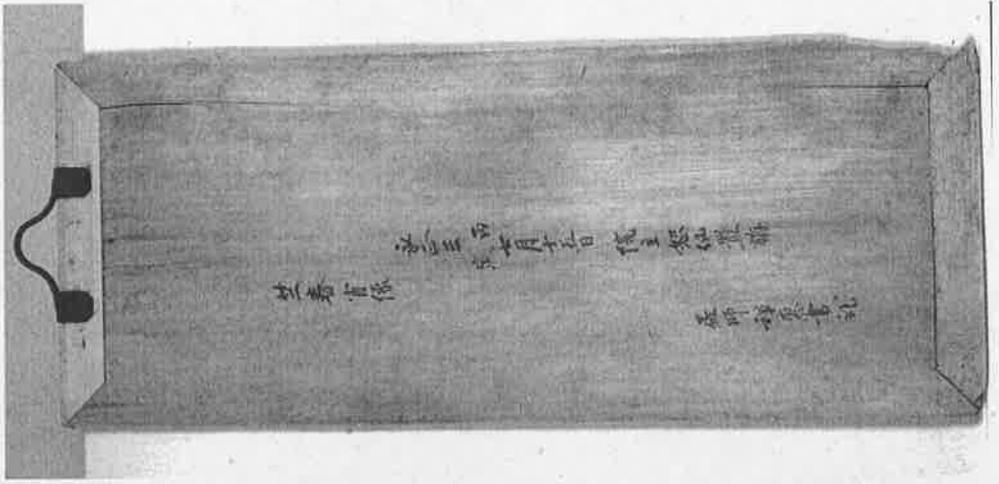
【板絵著色潮音院住持等像 ②竺駿禅師像】

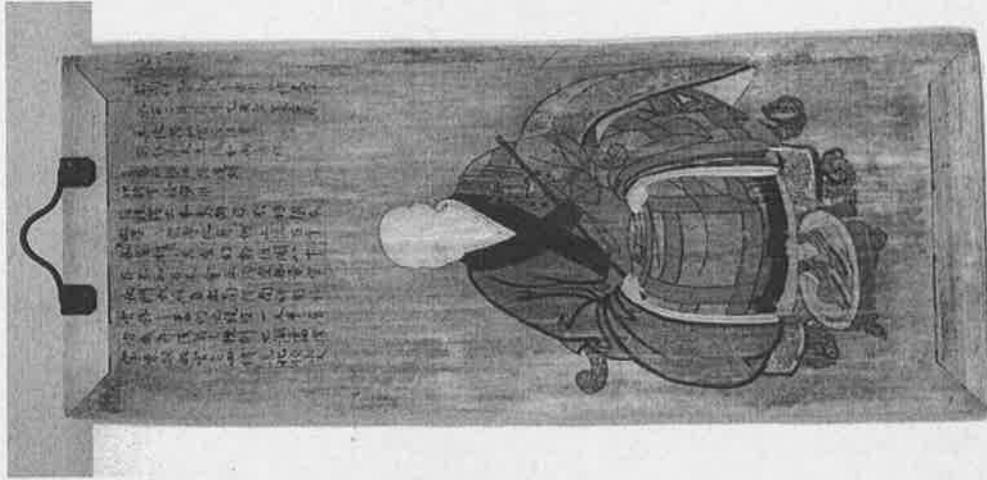
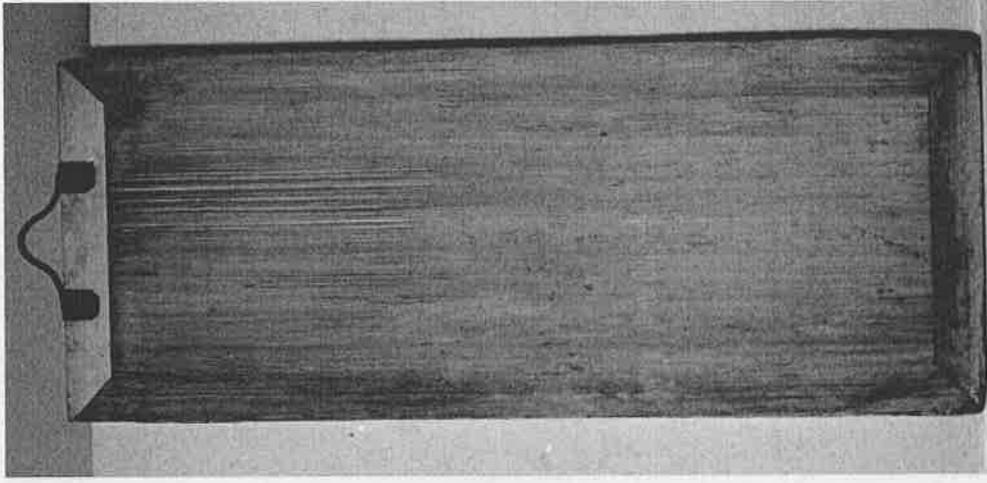


可視光線による撮影

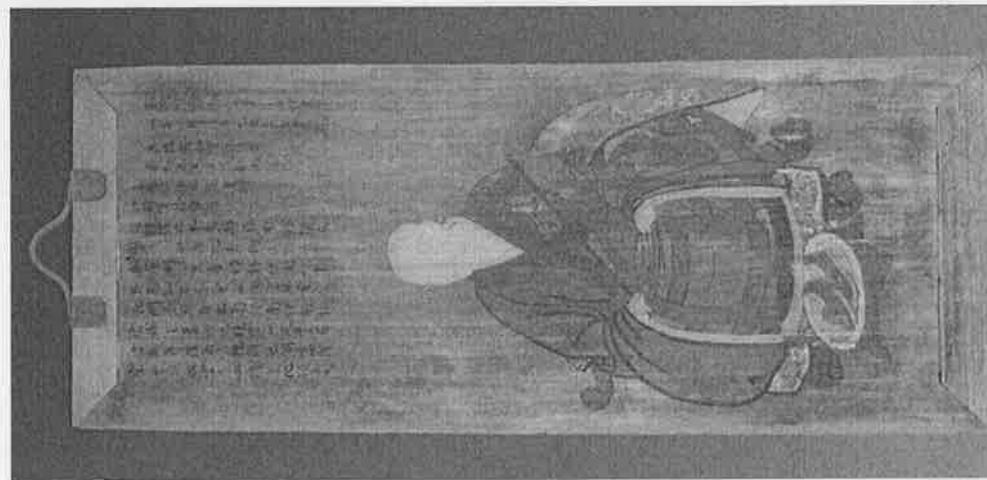
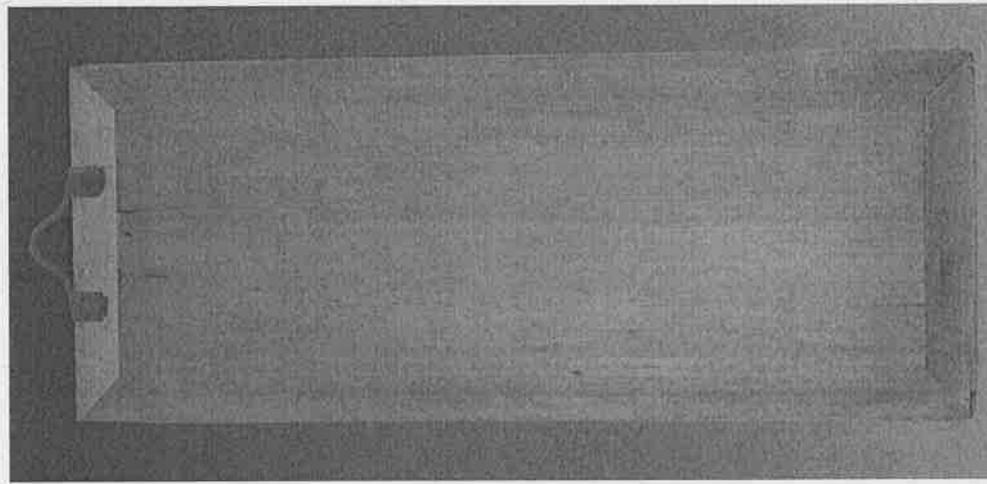


赤外線による撮影

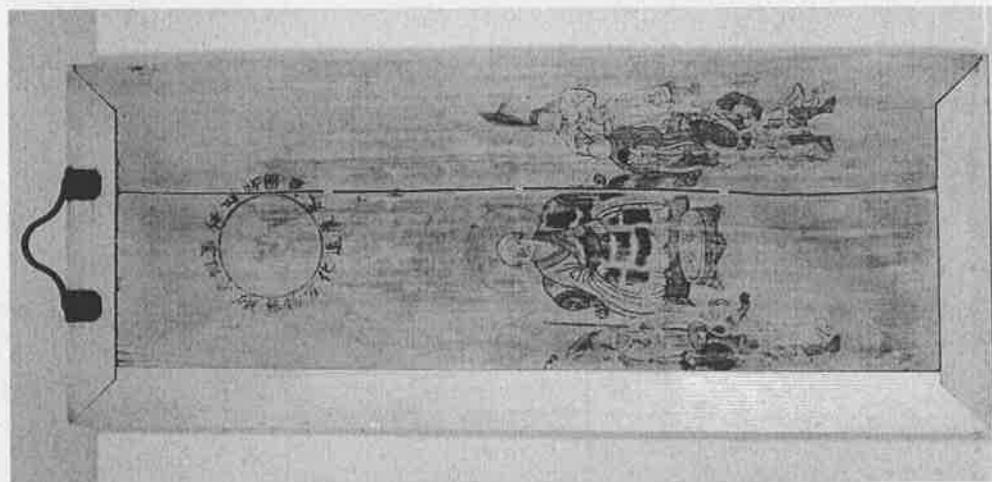
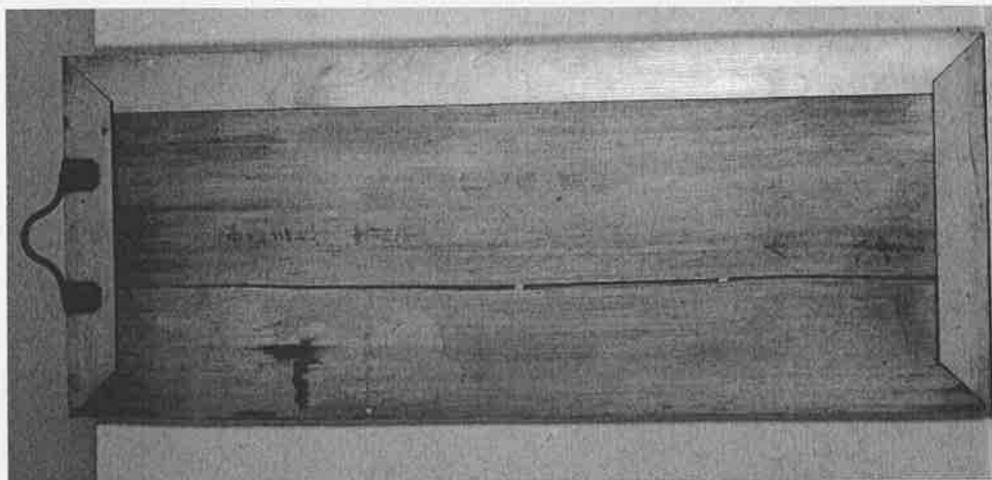




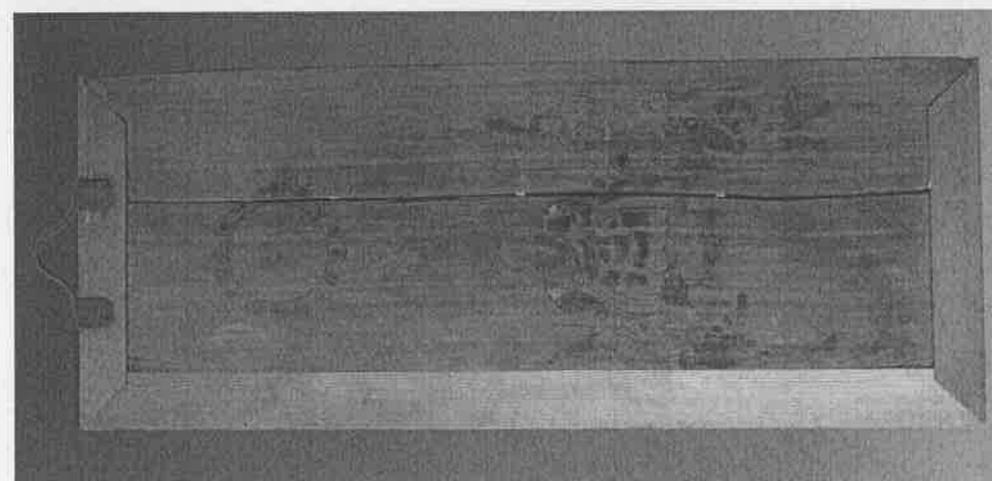
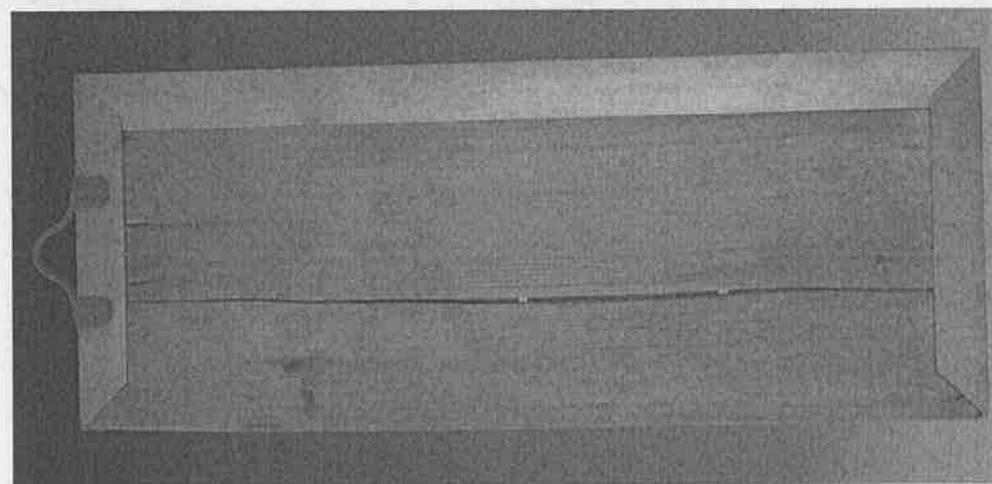
赤外線による撮影



可視光線による撮影

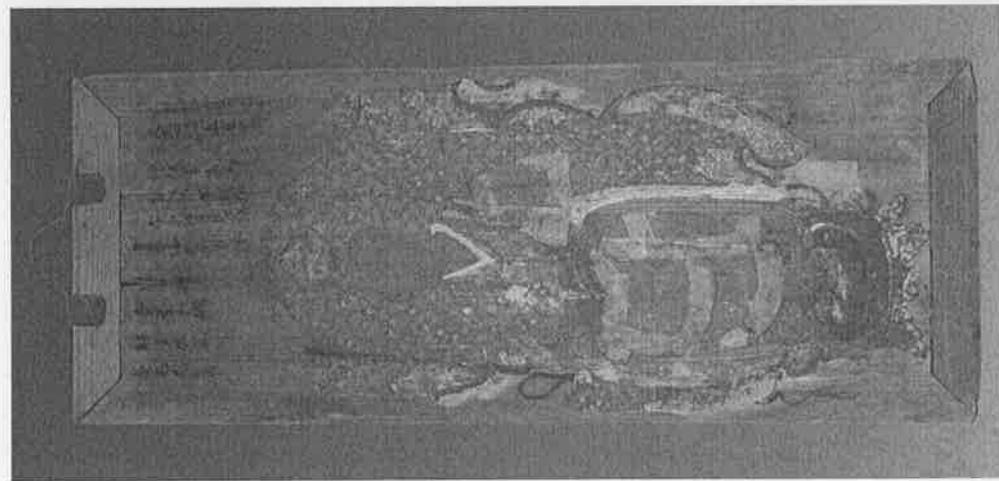


赤外線線による撮影

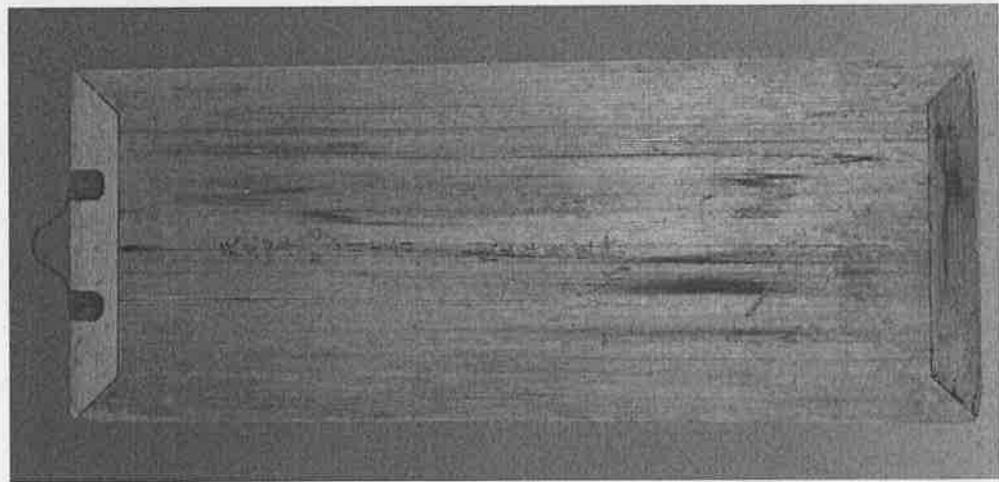


可視光線による撮影

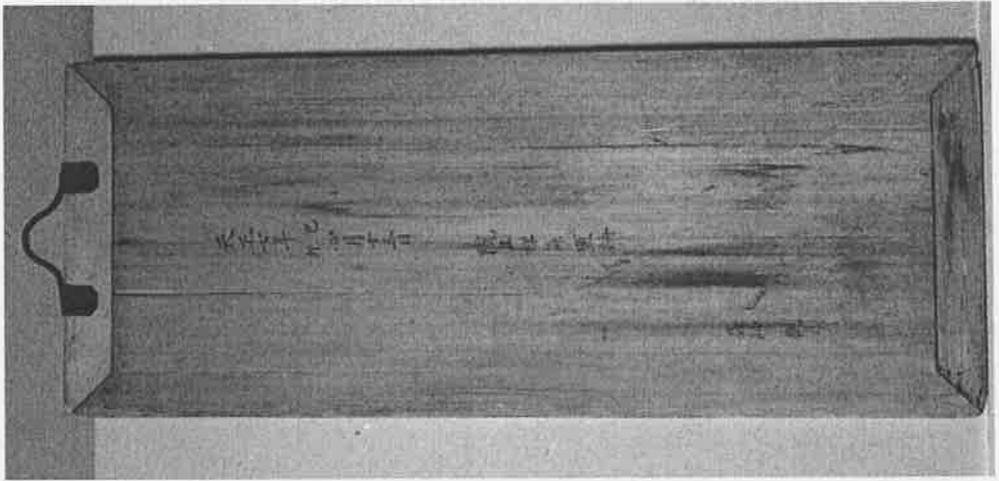
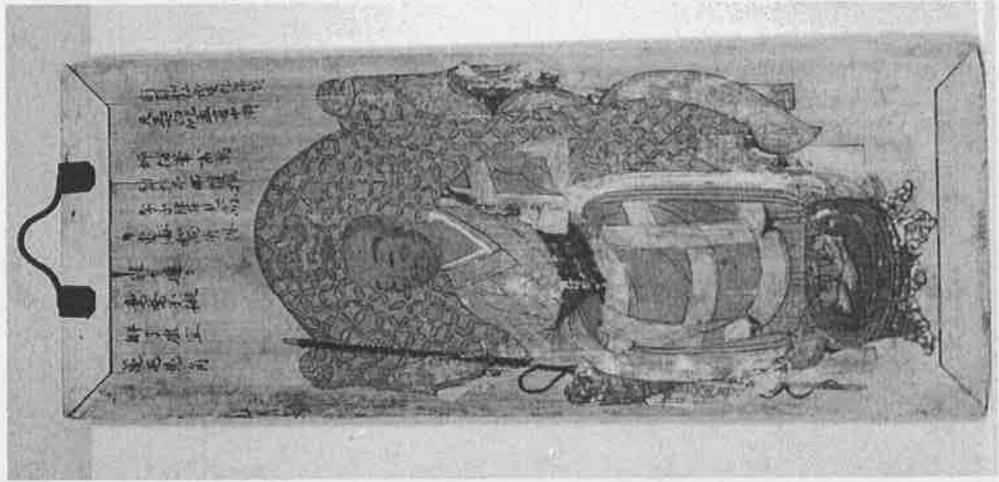
【板絵著色潮音院住持等像 ⑤ 恵海和尚像】



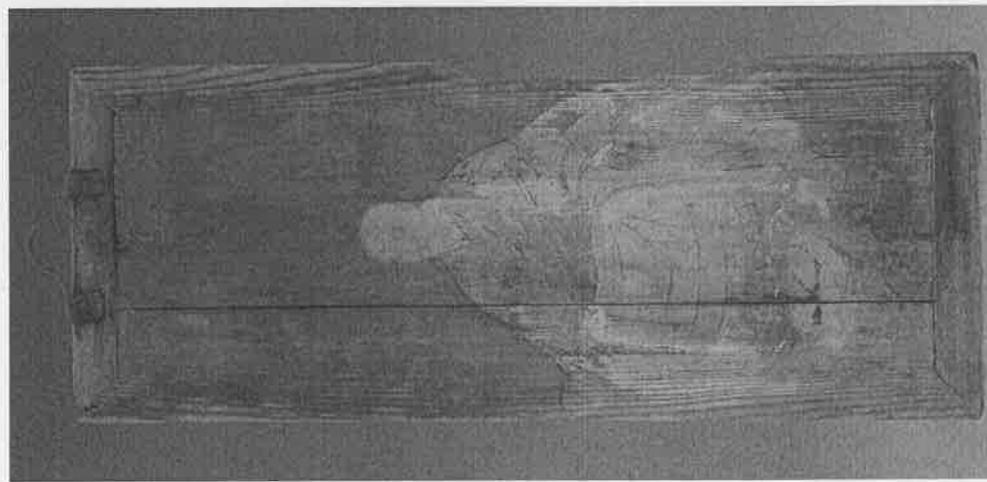
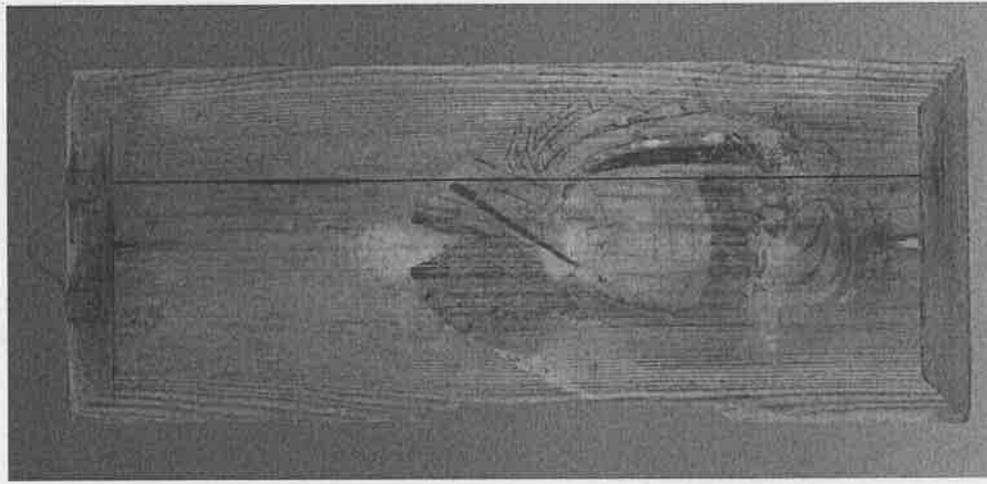
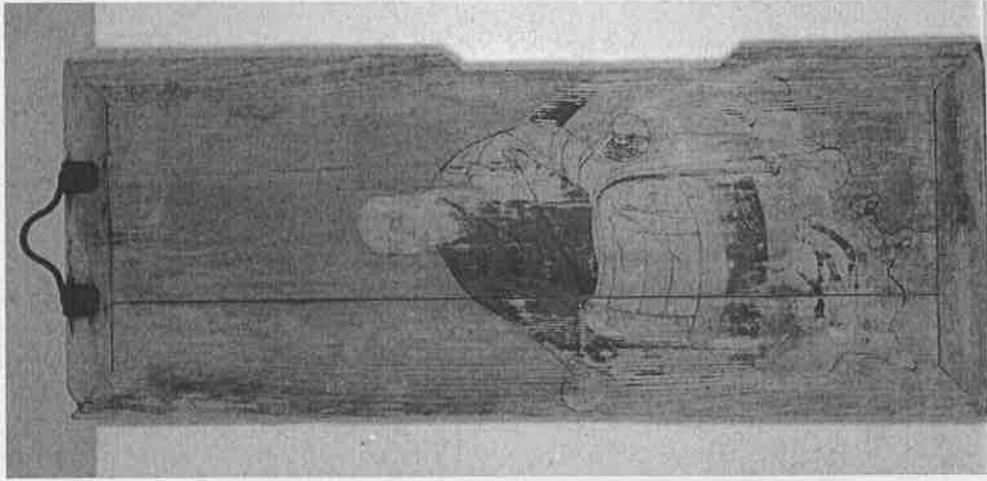
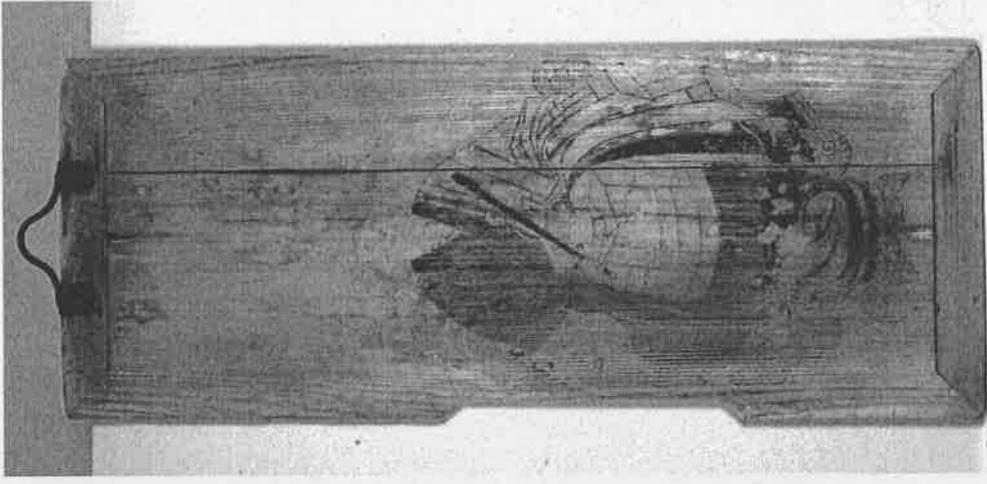
可視光線による撮影



赤外線線による撮影



【板絵著色潮音院住持等像 ⑥某像】



赤外線線による撮影

可視光線による撮影

板絵著色潮音院歴代住持像目録

番号	資料名	制作年代	制作者	賛者	員数	摘要
		(上段:原本制図(着賛)年代) (下段:板絵制作年代)				
		材質・形状・法量				
①	大同可円像	南北朝時代～室町時代(14世紀)	禅恵	性海靈見	1点	永正3年(1506)7月15日施入 原本が存在したと推測される
		室町時代(16世紀)				
②	竺春禅師像	板絵著色・縦96.5cm 横37.2cm	禅恵	五芳	1点	永正3年(1506)7月15日施入 原本が存在したと推測される
		室町時代(寛正5年[1464]鬼[7]月)				
③	無溪和尚像	室町時代(16世紀)	禅恵	了庵桂悟	1点	永正3年(1506)7月15日施入
		室町時代(永正2年[1505]孟夏[4]吉辰)				
④	某像	板絵著色・縦95.8cm 横37.2cm	禅恵	不明	1点	永正3年(1506)7月15日施入
		室町時代(年月日不詳)				
⑤	恵海和尚像	室町時代(16世紀)	観月	龍竺	1点	天正7年(1579)4月13日施入
		桃山時代(天正7年孟夏)				
⑥	某像	板絵著色・縦96.0cm 横36.6cm	不明	賛文なし	1点	表裏両面に頂相あり
		年月日不詳(賛文なし)				
		桃山時代(16世紀)				
		板絵著色・縦96.2cm 横36.8cm				

報 告 事 項

令 和 2 年 2 月 2 1 日

教 育 研 修 課

令和2年度下関市学校教育指導上の努力点について

令和2年度下関市学校教育指導上の努力点について、別紙のとおり報告いたします。

# 令和2年度 下関市学校教育指導上の努力点

夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志

～ともに学び ともに育み <sup>あす</sup>未来を創る 下関の教育～



学びが好きな子ども  
学びの街・下関

下関市教育委員会

夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志

～ともに学び ともに育み 未来を創る 下関の教育～

解説文

現在、少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展に伴い、家庭や地域社会の変容、個人の生活スタイルの多様化など、私たちをとりまく環境は大きく変化しています。

こうした変化や複雑化・多様化する様々な課題に柔軟に対応し、誰もが未来に向けてよりよく生きることができるよう、生涯にわたって学び続けることが大切です。そして、学びから得た力を自分のためだけでなく、社会全体のために役立てようとする心情・態度を育てることが、現在求められています。

そこで、下関市教育委員会では、上記の教育理念を掲げ、教育のさらなる充実・発展に努めてまいります。

「夢への挑戦」には、自分の可能性を信じ、夢に向かってあきらめずに挑戦してほしいという願いが込められています。

夢へ挑戦するためには、「生き抜く力」が必要となります。

【生き抜く力】

- どのような状況においても、主体的に課題を探求する力
- 柔軟に物事をとらえ、的確に判断し、行動する力
- 他者を思いやり、感謝する心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力
- 世界的な視野をもち、多様な集団において人間関係を形成し、協働する力

このような力を身につけて、郷土の自然や人、歴史、伝統、文化に「誇り」をもち、「志」を胸に抱いて社会で活躍する人材を育てていきたいと考えます。

「ともに学び ともに育み 未来を創る 下関の教育」には、学校、家庭、地域において、誰もがつながり、子供も大人も一緒になって学び続ける姿を思い描いています。生涯にわたって学び続ける大人の姿を見て、子供たちもあこがれの念を抱き、未来への希望を強くもつことができるでしょう。

わたしたちは一人ではありません。みんなが支え合い、かかわり合うことによって、より一層輝く可能性を生み出すことができます。大人から子供、過去から未来へのつながりを大切にして、わくわくするような未来をともに創っていきましょう！

# 夢への挑戦 生き抜く力、胸に誇りと志

～ともに学び、ともに育み、未来を創る～ 下関の教育

## I 生き抜く力の基礎を培う

- 1 就学前教育の推進
- 2 連携の強化
- 3 研修の充実

## II 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- 1 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた工夫・改善
- 2 確かな学力の定着と向上に向けた取組の推進
- 3 時代の進展に対応した教育の推進
- 4 下関商業高等学校におけるビジネス教育の推進

## III 健やかな体の育成

- 1 体力の向上に向けた取組の推進
- 2 健康教育の推進
- 3 食育の推進

## IV 豊かな心の育成

- 1 思いやりのある豊かな心の育成
- 2 「かかわり」「つながり」を基礎とした成長促進的な生徒指導の推進

## V 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクールの推進

## VI 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

- 1 特別支援教育の充実
- 2 少人数指導の充実
- 3 へき地・複式教育の充実

## VII 学校の組織力の向上

- 1 学校評価等の効果的活用
- 2 学校の総合力の向上に向けた取組の推進

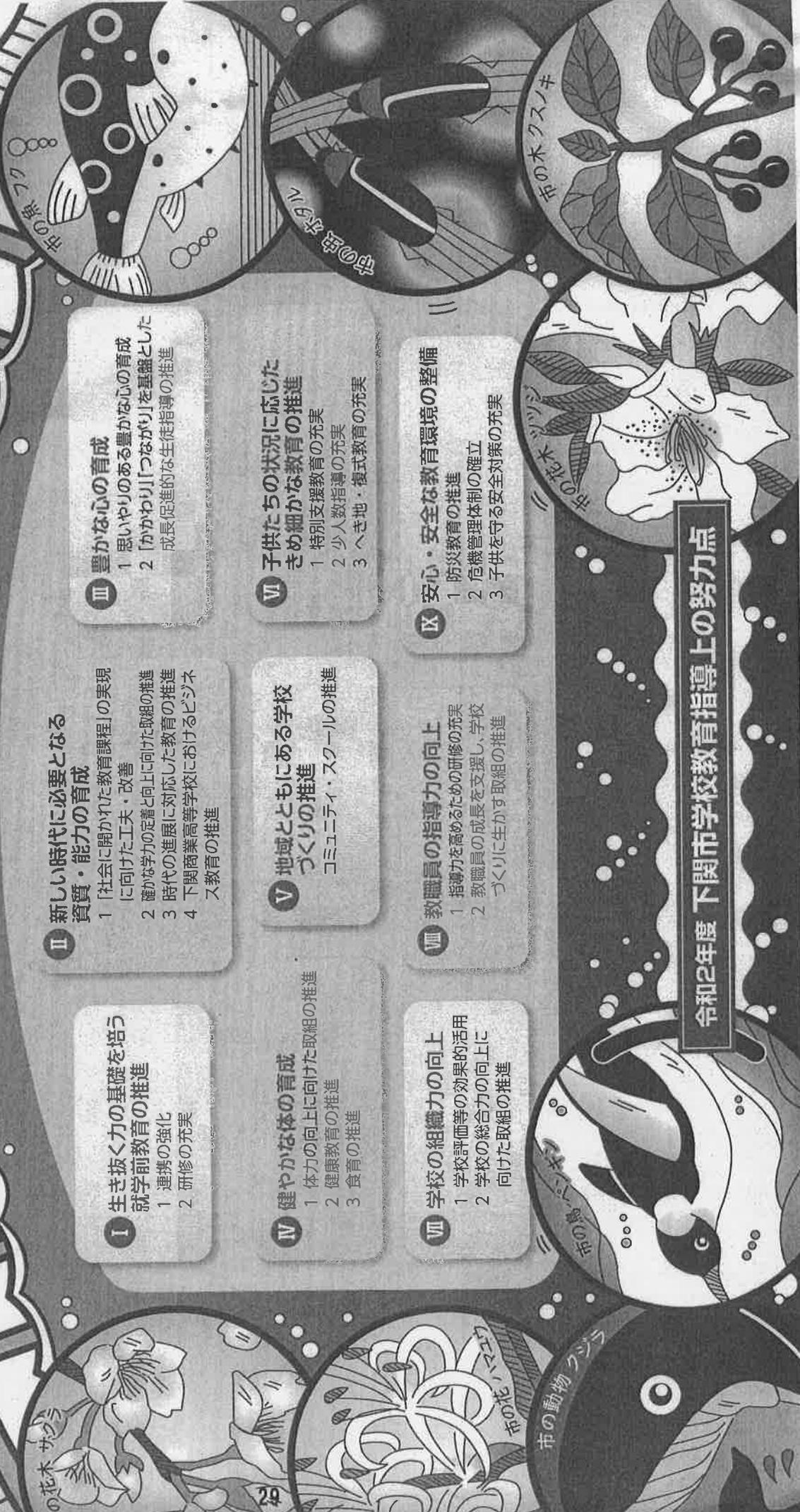
## VIII 教職員の指導力の向上

- 1 指導力を高めるための研修の充実
- 2 教職員の成長を支援し、学校づくりに生かす取組の推進

## IX 安心・安全な教育環境の整備

- 1 防災教育の推進
- 2 危機管理体制の確立
- 3 子供を守る安全対策の充実

### 令和2年度 下関市学校教育指導上の努力点



# 教育長メッセージ



## 学びが好きな子ども 学びの街・下関の実現に向けて

夢に挑戦し、夢を叶えるのは、学び続けることで成長した、未来の自分です。社会の変化に合わせて自分を変化させ、成長するために必要な資質は「学ぶ力」です。一人ひとりが「学ぶ力」を身に付け、学び続けることが、より豊かな人生を歩むためには欠かせません。

しかし、その「学ぶ力」は、自分の幸せだけでなく、より豊かな社会を形成する力でもなくてはなりません。「学ぶ力」の育成を通し、「学びが好きな子ども」を育て、「学びの街・下関」の実現に向けた下関市教育に力を尽くしていきましょう！

## 学びが好きな子ども

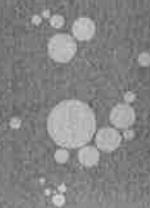
学習意欲の育成  
学習習慣の確立

自己効力感

読  
解  
力

～家庭・地域との連携～

## 学びの街・下関



# I 生き抜く力の基礎を培う就学前教育の推進

1 連携の強化	
家庭・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に開かれた子育て支援事業の推進</li> <li>・保護者への情報提供や情報交換・保育参加の推進</li> <li>・学校評価の実施と効果的な活用</li> <li>・子育て支援センターの設置（こども園）</li> </ul>
小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学びの連続性・一貫性を踏まえた教育課程の共通理解と協働実践の推進</li> <li>・育ちをつなぐ接続カリキュラムの作成や実践の充実</li> <li>・計画的・継続的な子供同士の交流保育・授業等の実施</li> <li>・教職員間のさらなる交流や、合同研修・研究の推進</li> </ul>

2 研修の充実	
教職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○園内での専門性や教育課題に対応した研修体制の充実</li> <li>・キャリアステージに応じた、資質・能力の向上及び専門的な知識・技能の習得をめざす研修の実施</li> <li>・教育課題について見識を高める研修の実施</li> </ul>
幼児教育長期研修生を核とした取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前教育及び小学校低学年への指導や教育課程の工夫・改善</li> <li>・合同研修会での実践発表</li> <li>・研修内容の情報発信（研修報告通信）</li> </ul>
研修支援訪問の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の資質・専門性の向上をめざした支援</li> <li>・幼児の発達段階に応じた遊びを通しての指導や計画的な環境構成への支援</li> </ul>

本資料の  
見方について

## 指導上の努力点（I～IX）

令和2年度の主要な課題	
取組事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最重要取組事項</li> <li>・取組事項</li> </ul>

## Ⅱ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

### 1 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた工夫・改善

<p>カリキュラムマネジメントの実現に向けた工夫・改善</p>	<p>○学校の課題や児童生徒の実態、地域の特性を踏まえた特色ある教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育目標を踏まえた教科横断的な取組の推進</li> <li>・小中連携、小中連携を意識した年間指導計画の作成</li> <li>・保護者や地域の方々など、外部資源の効果的な活用</li> <li>・学校・地域連携カリキュラムの策定及び協働実践</li> </ul>
---------------------------------	---

### 2 確かな学力の定着と向上に向けた取組の推進

<p>教員の「授業力」の向上</p>	<p>○「めあて」と「振り返り」を連動させた授業の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を明確にした授業づくり</li> <li>・板書型指導案を活用した積極的な授業公開</li> <li>・児童生徒や保護者、地域住民による授業評価を生かした授業改善</li> <li>・「下関スタンダード～授業を振り返る～」を活用した授業づくりの推進</li> <li>・各種調査結果等による児童生徒の「学習意欲」の分析及び育成に向けた取組の充実</li> <li>・「読解力」・「自己効力感」の育成をめざした授業の構築</li> </ul>
<p>学校の「組織力」の充実</p>	<p>○年間2回の学力調査等を活用した、検証・改善サイクルの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上プランの見直しと実施</li> <li>・児童生徒の実態に応じた「やまぐち学習支援プログラム」等を活用した補充学習の充実</li> <li>・各種調査結果等の小・中学校間での情報共有と課題克服に向けた共同実践</li> </ul>
<p>学校・家庭・地域の「連携力」の強化</p>	<p>○「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かした、授業改善のための課題把握と共有、重点取組事項の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種調査結果及び改善方策等の保護者・地域住民への積極的な情報提供</li> <li>・「家庭学習の手引き」等を活用した家庭学習に役立つ指導の工夫・改善</li> <li>・中学校の試験週間を利用した中学校区共通の取組（ノーメディア週間・家庭学習がんばり週間等）の推進</li> <li>・保護者への積極的な情報発信による家庭学習習慣の定着に向けた、協力の呼びかけ</li> </ul>

3 時代の進展に対応した教育の推進	
「主体的・対話的で深い学び」に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課程研究協議会等を通じた新学習指導要領の趣旨の周知・徹底</li> <li>・「言語活動」や「課題解決学習」等のいわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善</li> <li>・新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の構築と校内研修の充実</li> <li>・教科の専門性やキャリアステージに応じた研修会等の実施・充実【市】</li> </ul>
外国語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニケーション能力の育成と国際交流につながる外国語教育の充実</li> <li>・外国語指導助手（ALT）や外国語指導支援員（Eサポ）、地域人材の有効活用に向けた教育課程の編成</li> <li>・新学習指導要領全面実施に向けた教材や教具等学習環境の整備</li> <li>・外国語教育の充実に向けて必要となる資質能力の向上を図る校内研修の充実</li> <li>・外国語教育の早期化・高度化に対応し、校種間連携を意識した教員研修の充実【市】</li> </ul>
情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICT機器（タブレット型端末等）の活用や情報モラル及びプログラミング教育に関する理解と指導力の向上を図る研修の実施</li> <li>・ICT機器（タブレット型端末等）を有効活用した、児童生徒の意欲を高める授業の実施</li> </ul>

4 下関商業高等学校におけるビジネス教育の推進	
ビジネス教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ビジネスに関する専門的な知識・技術の習得、保護者・地域との連携、学校行事・部活動の活性化を通じたビジネス社会に適応できる生徒の育成</li> <li>・地域社会と連携したビジネス教育の実践</li> <li>・地元企業等から招聘した外部講師による専門性の深化・授業の充実</li> <li>・学校の特色を生かした様々な資格取得の推進</li> <li>・ビジネスマナーの実践（日常生活からの実践～凡事徹底～）</li> </ul>
情報処理教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度情報社会で必要とされる専門的な知識・技術を習得し、情報を主体的に活用できる生徒の育成</li> <li>・情報機器及びネットワーク環境の高機能化・高度化</li> <li>・最新ICT機器を活用した授業の充実</li> <li>・多種ソフトウェアの活用による専門性の深化</li> </ul>

### Ⅲ 豊かな心の育成

1 思いやりのある豊かな心の育成	
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の道徳教育の目標、重点内容項目の明確化</li> <li>・各学校の実情にあった学校の道徳教育の全体計画及び別葉の作成</li> <li>・学校の重点内容項目に応じた道徳科の年間指導計画の作成</li> </ul> </li> <li>○「考え、議論する道徳」を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための道徳科授業の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の基本的な考え方の共有、評価方法の共通理解等</li> <li>～「児童生徒の学習状況」や「道徳性に係る成長の様子」の見取り～</li> </ul> </li> </ul>
人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「山口県人権推進指針」「山口県人権教育推進資料」に基づく、様々な人権課題に応じた研修の計画的な実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学習展開例」の積極的な活用等、人権尊重の視点に立った指導の充実と保護者等に向けた人権教育にかかわる授業の公開</li> <li>・学校から保護者等に向けた人権教育に関わる情報の積極的な発信</li> </ul> </li> </ul>
いのちの教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「下関市いのちの日」における「いのちの尊厳」について考える取組の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちの大切さやいのちのつながりについて様々な場面で考え、生命尊重の実践につながる活動の計画的・継続的な実施</li> </ul> </li> </ul>
ふるさとを愛する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふるさとを愛する心の醸成に向けた地域素材を活用した授業の計画的な実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域素材及び資料の活用                   <ul style="list-style-type: none"> <li>「ふるさと発見！！下関こどもかるた」</li> <li>「大すき ふるさと下関 歴史マップ」 (小学6年生対象 下関市教育委員会)</li> </ul> </li> <li>・「これが私の故里だ～山口県伝統・文化教材集～」(平成22年12月 山口県教育委員会 平成26年増補 vol2、平成30年増補 vol3)の年間指導計画への位置づけ</li> </ul> </li> </ul>
読書活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の読書や図書ボランティア等による読み聞かせなど、読書活動の継続的な実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書ボランティア等との協働による学校図書館の整備、充実(本の整理、修繕、季節にあった掲示等)</li> <li>・学校司書と教員との連携による学校図書館のセンター機能(読書・学習・情報)の向上(学校司書配置校)</li> <li>・団体貸出の活用等、市立図書館との連携強化</li> <li>・学校図書館の充実をめざす研修会の実施【市】</li> </ul> </li> </ul>

## 2 「かかわり」「つながり」を基盤とした成長促進的な生徒指導の推進

<p>子供の实態・ニーズの的確な把握</p>	<p>○児童生徒理解を基盤に据えた全教職員による生徒指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒一人ひとりの適切な理解や信頼関係づくりを大切にしたい指導・支援の充実</li> <li>・児童生徒の実態等に関する情報の蓄積を共有</li> </ul>
<p>規範意識の育成</p>	<p>○9年間を見通した生活・学習規律等の最重点取組事項の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区の共通取組事項に対する具体的・日常的な取組内容の定着</li> <li>・チャレンジ目標の学校評価への位置づけ</li> </ul>
<p>いじめの未然防止</p>	<p>○授業や学級活動・学校行事など様々な場面を通じて、よりよい人間関係を築こうとする意欲や態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が自らいじめのない集団づくりに取り組もうとする態度の育成</li> <li>・インターネット等によるいじめの未然防止、及び情報モラル教育の計画的な実施</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」の家庭・地域への積極的な周知</li> </ul>
<p>不登校児童生徒への個別支援体制の確立</p>	<p>○個別支援票による情報の集約と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役割分担を明確にした具体的支援かつ組織的対応</li> <li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関等との対応体制の構築</li> <li>・「心をつなぐ1・2・3運動」の徹底</li> </ul>
<p>家庭・地域・関係機関との連携</p>	<p>○家庭訪問や学校だよりの発信、地域の活動等への積極的な参加による学校と家庭・地域の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域の思いや願いに寄り添った、迅速・的確な対応</li> <li>・養育環境の把握と必要な支援策の検討等、生活環境の整備を目的とした関係機関との緊密な連携</li> <li>・非行防止や健全育成を基軸とした日常的な情報・行動連携の推進</li> </ul>

## IV 健やかな体の育成

1 体力の向上に向けた取組の推進	
体育科・保健体育科の 授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種運動の楽しさや喜びを味わうことができるような指導方法の工夫</li> <li>・「体づくり運動」の一層の充実</li> <li>・児童生徒の実態に応じて運動を弾力的に取り扱うことによる、指導内容の確実な定着</li> <li>・地域スポーツ人材、出前授業等の積極的な活用</li> </ul>
柔軟性向上などの 課題に応じた 取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の実態を踏まえた体力向上プログラムの作成と確実な実施</li> <li>・特色ある1校1取組の確実な実施（柔軟性向上に向けた取組を含む）</li> <li>・体力アップチャレンジ～柔軟性向上運動メニューの推進～</li> </ul>
2 健康教育の推進	
学校保健の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の健康課題に応じた指導の計画的な実施（喫煙、薬物の乱用、性の逸脱行為等）</li> <li>・「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施</li> </ul>
望ましい生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ、ゲーム、スマートフォン等のメディアとの適切なかかわり方等に関する家庭への啓発</li> <li>・家庭教育の指針「夢をはぐくむ家庭の元気」の積極的な活用（平成22年4月 山口県教育委員会他）</li> <li>・学校だよりや学校保健委員会等を活用した家庭への啓発</li> </ul>
3 食育の推進	
食に関する指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食に関する指導の全体計画や年間指導計画の見直しによる指導時間の確保と授業改善</li> <li>・「第3次下関ぶちうま食育プラン」に基づいた食育の推進</li> <li>・栄養教諭・学校栄養職員等と連携した計画の作成と継続した実践</li> <li>・食育推進ボランティア等との積極的かつ計画的な食に関する授業の実施</li> <li>・学校給食に使用した地場産食材の紹介と栄養指導の実施</li> <li>・保護者や地域に向けた食育に関する積極的な情報発信</li> </ul>

## V 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクールの推進	
学校運営協議会の機能向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下関市のコミュニティ・スクールの進むべき方向性やスタンダードを熟議する下関市地域連携教育推進会議の開催</li> <li>○「9年間の学びと育ち」を意識した学校運営協議会の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営に関する協議と学校評価に係る取組の充実</li> <li>・学校の課題解決に向けた児童生徒や地域住民を交えた熟議や研修会（ユニット型研修等）の開催</li> <li>・コミュニティ・スクールの仕組みを活かした学校運営を行う目的や期待される効果等に係る地域住民・保護者・教職員・児童生徒への説明や情報発信</li> <li>・ふるさとへの誇りと愛着を育む教育内容を家庭・地域と共有しながら、学校・地域連携カリキュラムを作成・改善</li> </ul> </li> </ul>
学校応援団の組織化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校（児童生徒）に必要な支援内容の明確化と計画的な実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が学校に集まる仕掛けづくり</li> <li>・家庭・地域との学校・地域連携カリキュラムの共有</li> </ul> </li> </ul>
小中連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校区での教職員組織と学校運営協議会の連携促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「9年間の学びと育ち」を意識した児童生徒の実態に応じた取組の推進</li> <li>・地域住民・保護者への積極的な情報発信</li> <li>・各中学校区における学校・地域連携カリキュラムに係る情報共有</li> </ul> </li> </ul>
コーディネーターの活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コーディネーターと連携した多様な学習活動の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターと学校との日常的な情報交換</li> <li>・コーディネーターによる地域住民や保護者への積極的な情報発信や地域資源・地域人材の発掘及び活用</li> <li>・学校と地域をつなぐコーディネーターの育成（コーディネーター等研修会の開催）</li> </ul> </li> </ul>

## VI 子供たちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

1 特別支援教育の充実	
教育的ニーズの 的確な把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>○チェックリスト等を活用した客観的な実態の把握</li> <li>・学習時と休み時間、個人活動時と集団活動時といった場を分けた多面的な行動の観察</li> <li>・児童生徒本人や保護者との積極的なコミュニケーションによる情報の収集</li> <li>・医療や福祉等、児童生徒に関係する各機関との年1回以上の情報交換や情報の共有</li> </ul>
具体的な支援に 向けた計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○おおよそ3年後の姿を描いた「長期目標」と、その達成に向けた1年ごとの「重点目標」の設定</li> <li>・目標達成のための具体的な手だてや合理的配慮の検討</li> <li>・保護者との協議を通じた「個別の教育支援計画」の作成</li> <li>・各教科における支援を具現化した「個別の指導計画」の作成</li> <li>・定期的な校内教育支援委員会（学期に1回以上）等の実施による共通理解</li> </ul>
個に応じた計画的な 指導や支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別の教育支援計画、個別の指導計画に沿った確実な指導と支援</li> <li>・個に応じた指導や支援に関する保育・授業研究の実施</li> </ul>
ふりかえりと次の目標設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との支援計画等に関する定期的なふりかえり（年間2回以上）</li> <li>・発達検査等を活用した実態把握及びより良い支援方法の検討</li> <li>・到達可能な次のステップへの目標設定</li> </ul>

2 少人数指導の充実	
指導形態・指導方法 の工夫・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○習熟度別、課題別指導形態など多様な形態を組み合わせた授業の工夫</li> <li>・定期的に他校を訪問して授業を行うなど、小・中学校の連携による指導の工夫</li> <li>・小学校における教科担任制の実施に向けた時間割等の工夫</li> </ul>

3 へき地・複式教育の充実	
小規模校の「よさ」を 生かした特色ある 教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達段階に応じたリーダー学習（ガイド学習）※の実施</li> <li>・異年齢集団の「よさ」を生かした指導方法の工夫</li> <li>・複式学級の授業づくりに関する教員研修の充実</li> </ul> <p>※注 小集団学習の一形態で、児童に自主的・主体的な学習態度を育成するために、児童の中から進行役を決め、間接指導時の学習をグループ又は全体で行うもの</p>

## Ⅶ 学校の組織力の向上

### 1 学校評価等の効果的活用

<p>評価を生かした 組織的取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評価、教職員評価、授業評価を関連づけた重点課題への組織的取組の推進</li> <li>・学校の状況を踏まえた実効性のある重点目標や小・中学校のつながりを意識した評価項目の設定</li> <li>・教職員、保護者、地域住民、学校運営協議会間での重点目標の共通理解と課題解決に向けた協働的・組織的な取組の実施</li> <li>・年間2回以上のPDCAサイクルに基づいた組織的・継続的な学校運営の改善</li> </ul>
--------------------------	---

### 2 学校の総合力の向上に向けた取組の推進

<p>「チームとしての学校」を めざした取組の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、コミュニティ・スクールを活用した家庭や地域社会と連携・協働した教育活動の充実</li> <li>・生徒指導上の課題解決や特別支援教育の充実等に向けた専門スタッフ（スクールカウンセラー等）との協働</li> <li>・職員組織の工夫等による教職員の学校運営参画意識の向上</li> </ul>
<p>業務改善の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生推進者（管理者）をリーダーとした働きやすい職場環境づくりの推進</li> <li>・学校評価等を活用した業務改善の点検・評価の実施及び課題の改善</li> <li>・管理職による教職員の時間外業務時間数の正確な把握と「給特法の一部を改正する法律」に係る上限方針（月あたり45時間以下等）の遵守</li> <li>・メンタルヘルスケアの推進</li> <li>・「下関市部活動の在り方に関する方針」による部活動運営</li> <li>・夏季休業短縮による時間外業務時間の削減</li> <li>・学校閉庁日の実施によるワーク・ライフ・バランスの保持・増進</li> <li>・夏季及び冬季休業中の時差出勤の奨励</li> </ul>

## Ⅷ 教職員の指導力の向上

1 指導力を高めるための研修の充実	
<b>全校体制による校内 研修の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究主題解明へ向けた「目標」「取組」の共有と共同実践</li> <li>・共通取組事項を明確化した授業評価等の実施</li> <li>・全校共通の学習ルールの定着や教室環境の充実</li> <li>・広がりや深まりのある研究協議の工夫と改善</li> <li>・キャリアステージや自己目標等に応じた研修会への参加及び研修内容の確実な還元</li> </ul>
<b>開かれた校内研修の実施</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会委員が参加し、学年・教科の枠を超えた全教職員による研修の推進や外部人材の招聘</li> <li>・こ幼保・小・中連携による授業公開を主とした合同研修会等の実施</li> </ul>
<b>教職員の研修の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導力を高める研修の積極的活用</li> <li>・下関市教育研究会、「わくわく教師塾」など、学校の枠を超えた自主的研修会における「学びの文化」の創造</li> <li>・教員育成指標に基づいた中核市研修の開催</li> </ul>

2 教職員の成長を支援し、学校づくりに生かす取組の推進	
<b>教職員一人ひとりのよさ の伸長と課題の解決</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教員育成指標に基づいた具体的目標の設定と、目標達成に向けた意図的・計画的、継続的な取組の推進</li> <li>・自校の実態やキャリアステージに応じた意図的・計画的、継続的なOJTの実施</li> <li>・若手人材育成1000日プラン（たんぼぼ作戦）を活用した人材育成の推進</li> </ul>

## Ⅸ 安心・安全な教育環境の整備

1 防災教育の推進	
生きる力を育む防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する学習における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善</li> <li>・危険予測学習（KYT）資料の積極的な活用</li> <li>・実践的な学びの推進（日時等を事前に告げない避難訓練等）</li> <li>・専門家や家庭・地域と連携した防災教育の推進</li> <li>・防災教育テキストを活用した防災教育の実践</li> </ul>
2 危機管理体制の確立	
生徒指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職を中心とした組織的な対応の充実</li> <li>・関係機関と連携した生徒指導体制の充実</li> <li>・定期的な生徒指導関係者会議等の実施による迅速な課題の共有と組織的な対応</li> <li>・きらめきネットコム等を活用した保護者や関係機関との情報共有</li> </ul>
安全管理・安全指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校体制による定期的な安全点検の実施と迅速な対応</li> <li>・保護者や地域、学校が連携した、さまざまな災害や学校事故を想定した避難訓練の実施</li> <li>・危機対応演習等を取り入れた職員研修の充実</li> </ul>
いじめの早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日々の観察や声かけ、アンケート調査（毎週）や生活ノート等を活用した確実な状況把握</li> <li>・いじめアンケート調査の工夫及び早期対応</li> <li>・児童生徒のサインを見逃さないための教職員の資質向上</li> <li>・校内いじめ防止対策委員会を中核とした情報共有と組織的な対応</li> <li>・相談機関の周知と関係機関等との連携強化</li> </ul>
3 子供を守る安全対策の充実	
実践的な安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危機対応能力の育成を図る安全指導の工夫・改善</li> <li>・学校安全3領域（生活・交通・災害）の総合的な取組の推進</li> <li>・学校安全計画の見直しと確実な実施（安全教育・安全管理・組織活動・教職員研修）</li> </ul>
見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティ・スクールの仕組みを生かした「こどもみまもり隊」「こども110番の家」と連携した登下校の見守り</li> <li>・きらめきネットコムを活用した学校安全に関する情報発信</li> </ul>
通学路の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PTA・地域・関係機関と連携した通学路の点検</li> <li>・家庭・地域・関係機関と連携した防犯体制の構築</li> <li>・通学路安全対策会議による危険箇所の確認・対策の実施</li> </ul>

## 『下関市いのちの日』の取組について

今、自他の生命を尊重する心や思いやりの心などを育む「心の教育」の一層の充実と、いじめのない園・学校づくりが喫緊の課題となっています。

園・学校は、子供たちが安心して学ぶことのできる場でなければなりません。子供たちの生命及び心身の安全を確保することは、園・学校及び教育委員会に課せられた重大な責務であります。

そこで、平成25年度（2013年度）より命の尊厳について考える『下関市いのちの日』を定め、下記のとおり取り組んでいます。

- ◎ 趣 旨 下関市教育に携わる全教職員が、「命の尊厳」について、子供たちとともに考える。
  
- ◎ 期 日 毎年4月13日〔年間計画に位置付ける〕  
※ ただし、この日が休業日である場合は、原則として、最も近い授業日に取組を行う。（今年度は4月13日）
  
- ◎ 内 容
  - 下関市立のすべての認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び下関商業高等学校の教職員で黙祷を捧げる。
  
  - 各園・学校で工夫した取組を行う。  
(例) ・全校集会等での「いのち」をテーマにした講話や読み聞かせ  
・道徳科等「いのち」を題材とした授業や体験活動  
・児童会、生徒会による「いのち」をテーマとした討論会

## 下関市いじめ防止基本方針（概要）

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年1月に本方針を定め、平成30年2月に改訂しました。

### 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの禁止
- (3) 求められる責務  
教育委員会、学校・教職員、保護者の責務
- (4) 基本的な認識  
いじめは「人間として絶対に許されない」等
- (5) いじめの種類
- (6) 基本的な姿勢  
教育委員会として、学校として等
- (7) 基本的な対応  
未然防止・早期発見・早期対応

### 2 教育委員会の取組

- (1) 「いじめ防止対策推進協議会」の設置
- (2) 「重大事態調査委員会」の設置
- (3) 未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組  
「下関市いのちの日」の取組  
「教育相談室」の運営  
学校訪問による実態把握と支援等
- (4) 教職員研修  
いじめ防止等に関する研修会の実施等
- (5) ネットいじめへの対応  
情報モラルの充実と関係機関との連携対応

### 3 学校の取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 校内体制の確立  
「いじめ防止対策委員会」の設置等
- (3) 家庭、地域、関係機関等との連携  
情報共有と協働体制
- (4) 未然防止の取組  
「心の教育」の充実  
いじめを許さない学校・学級づくり等
- (5) 早期発見の取組  
アンケート調査や日記などによる情報収集等
- (6) 解決に向けた取組  
いじめ防止対策委員会を中心とした組織対応等
- (7) ネットいじめへの対応  
情報モラル教育の充実と啓発活動  
初期対応と被害拡大の防止等
- (8) いじめの解消について

### 4 重大事態への対応

#### 【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
・ いじめを受けた児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

※重大事態が発生した場合は、市長に報告するとともに、教育委員会が学校のいずれかに調査組織を設けて、事実関係を明らかにするための調査を行う。

## 下関市「児童生徒の携帯電話等の指針利用に関する指針」（改定版）

下関市PTA連合会／下関市立小・中学校長会／下関市教育委員会

#### 《保護者の方へ》

1. 携帯電話等を持たせる場合は、保護者が責任をもって管理する。
2. 購入契約時には、
  - ① 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
  - ② 親子で使用に関する約束を決める。（食事中、人との会話中、勉強時間中は使用しない等）
3. 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は保護者が預かる。
4. 学校等で行われる情報モラル教室等に参加し、現状を知る。

#### 《児童生徒の皆さんへ》

1. 情報モラルを守る。  
・ ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報流したりするなどしない。
2. 歩行中や自転車運転中は使用しない。
3. 学校へは持ち込まない。
4. 小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降は使用しない。（保護者に預ける）

※「携帯電話等」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー等、「インターネットに接続可能な情報通信機器」を指します。

## 学校給食施設再編整備について

### 1. 給食調理施設の現状

現在、44 調理場を運営しているが、多くの調理場が築 35 年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。また、未耐震の調理場が 13 棟ある。

#### (1) 市内全体

	地域	調理場数	対象校数			食数/日	築経過年数				未耐震
			小	中	計		~14	~24	~34	35 以上	
自校方式	本庁	30	25	7	32	12,412 食	0	0	4	26	12
	菊川	4	3	1	4	665 食	0	0	2	2	
	豊田	0	0	0	0						
	豊浦	1	1		1	41 食	0	1	0	0	
	豊北	3	3	0	3	93 食	0	0	1	2	
	小計	38	32	8	40	13,211 食	0	1	7	30	12
センター方式		6	15	14	29	6,472 食	1	0	3	2	1
合計		44	47	22	69	19,683 食	1	1	10	32	13

#### (2) 新調理場対象校

	調理場数	対象校			食数/日	築経過年数				未耐震
		小	中	計		~14	~24	~34	35 以上	
自校方式	13	11	2	13	5,624 食	0	0	1	12	8
センター方式	1	6	4	10	2,440 食	0	0	0	1	1
合計	14	17	6	23	8,064 食	0	0	1	13	9

※食数・・・令和元年 5 月 1 日現在、教職員を含む

## 2. 調理施設における衛生管理基準と現在の運用

平成 21 年 4 月 1 日に学校給食衛生管理基準が施行され、学校給食を実施する上での、施設や衛生管理に関する基準が示された。

	主な衛生管理基準	現行施設の状況	改善方法
1	下処理を行う汚染作業区域、調理を行う非汚染作業区域及びその他作業区域を部屋単位で区分	床面に線を引き、作業区域を区別	現在の 1.5～2 倍の床面積が必要
2	床に水を流さない状態で調理や洗浄作業を行うドライシステムの導入	調理時はできるだけ床を濡らさないようドライ運用	排水設備と床の構造の全面改修
3	外部から入る空気の流れを遮断するため、外部に開放される箇所にエアカーテンを備える	窓に網戸を設置	窓を無くすか固定式にする。出入り口にはエアカーテンを設置し、エアコン設置と、熱を発する器具には専用の換気設備を設置
4	調理場は換気を行い、温度は 25℃以下、湿度は 80%以下に保つ	—	—
5	加熱調理後、冷却する必要がある食品については冷却器等で温度を下げ、調理用冷蔵庫へ保管する	共同調理場には冷却器があるが、他は水で冷却して常温保管	真空冷却器を設置

## 3. 学校給食の課題と対応

### (1) 衛生管理基準への対応

現在の調理場の 1.5～2 倍の床面積が必要であり、窓や出入り口の改善やエアコンや換気設備などを整備する必要があるため、調理場を建替える必要がある。学校内で必要な用地を確保することは困難である。

### (2) 安定した食材調達

労働力や後継者不足等による事業者の減少と、食材配送が納入業者の負担になっており、食材調達が困難になっている。

### (3) 少子化と学校統廃合への対応

将来の少子化や学校統廃合などの影響を大きく受ける可能性が高く、効率的な施設整備が求められる。

(4) 整備方法による課題への対応の比較

	自校方式		センター方式	
用地確保	校内で用地確保が困難	△	広い用地が必要	△
建設運営コスト	対象施設が多く財政負担大	△	集約による効率化	○
食材調達	食材配送の負担増	△	食材配送の負担減	○
少子化対応	施設設備が過剰となる	△	影響を受けにくい	◎
学校統廃合	施設が不要となる	△	学校の形態に左右されない	◎
提供時間	時間割変更柔軟に対応可	◎	時間変更等の対応に制限あり	○
配送コスト	校内での調理のため不要	◎	受配校へ配送するため必要	△
評価	△		○	

(5) 整備方法の検討

上記に示した様々な施設に関する課題等から、多くの調理場を自校方式ではなくセンター方式に変えていくことが、給食施設の問題点を改善することになると考えられる。

4. 整備の手法について

PFI 導入可能性調査では、PFI 手法と民設民営の効果を確認することができたが、より優位とされた民設民営方式での整備を選択することとした。

(1) 整備手法の評価の比較

	従来方式 (公設公営)	P F I 手法 (B T O 方式)	民設民営方式
財政負担の平準化	△ (1点)	○ (2点)	◎ (3点)
経済性	○ (2点)	◎ (3点)	○ (2点)
サービスの向上	○ (2点)	◎ (3点)	◎ (3点)
リスク負担	○ (2点)	○ (2点)	○ (2点)
発注方式の裏付け	○ (2点)	○ (2点)	○ (2点)
共用開始までの期間	○ (2点)	○ (2点)	◎ (3点)
開業後の手続き	△ (1点)	○ (2点)	○ (2点)
合計	12点	16点	17点

(資料：H30 年度 PFI 導入可能性調査より)

5. 事業費について

新調理場の運営が開始された場合、事業者へ支払う事業費は、整備・維持管理・運営等の費用 (a) と、調理に使用する食材購入費 (b) を支払う。

○事業費の構成 (イメージ)

事業者			市
a	整備費 (施設・設備等)	利益含む	委託料
	維持管理費 (保守・修繕)		
	運営費 (調理・配送等)		
b	食材購入費 (実費)		需用費 (賄材料費)

整備・維持管理・運営等に係る費用 (a) については、委託料として事業者へ支払い、事業者の利益はこの中に含まれる。

給食の食材購入に係る費用 (b) については、現在と同様、保護者から集められた給食費が充てられ、食材購入に係る実費相当額を事業者へ支払うため、食材購入費から事業者が利益を得ることはない。

令和 4 年度以降の下関市成人式の参加対象年齢等について

標記の件につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1. 経緯

平成 30 年 6 月 13 日に民法の一部を改正する法律が成立し、令和 4 年 4 月 1 日以降、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることとなった。

そのため、現在は年度内に 20 歳を迎える者を対象として実施している成人式（下関市成人の日記念式典）について、令和 4 年度以降の参加対象年齢等を検討する必要が生じたもの。

2. 参加対象年齢

(1) 対象年齢 従来どおり 20 歳とする。

(2) 理由

ア 対象年齢を新成年年齢の 18 歳とした場合、参加対象者の大半が高校 3 年生で進学や就職の準備等で多忙な時期であり、式典参加が困難となることが見込まれるため。

イ 飲酒・喫煙などの年齢制限が無くなる区切りの年齢が 20 歳であるため。

ウ 対象者を新成年年齢の 18 歳とした場合、令和 4 年度開催式典は、対象者が 18、19、20 歳の 3 学年となり、大人数を収容する会場確保等、運営に支障が生じるため。

3. 式典開催時期

(1) 実施時期 1 月第 2 日曜日（予定）

(2) 理由 下関市では毎年 1 月第 2 日曜日（成人の日の前日）に成人式を行うことが定着しており、また、3 連休の中日であり転出者も帰省しやすいため。

4. 式典名称

(1) 名称 「<sup>はたち</sup>二十歳を祝う会（仮称）」

(2) 理由 新成年年齢の 18 歳を対象とするのではなく、20 歳を対象とするため。

令和2年度公民館等の開館時間の短縮について（報告）

令和2年度における公民館等の社会教育施設について、下記のとおり開館時間（夜間枠）を短縮することができるとしたので報告いたします。

記

1. 開館時間を短縮することができる施設

- (1) 下関市立公民館（全34館）
- (2) 下関市菊川ふれあい会館
- (3) 下関市生涯学習センター（全2館）
- (4) 下関市ふれあいセンター（全3館）
- (5) 下関市滝部活動拠点施設
- (6) 下関市角島開発総合センター

2. 開館時間（夜間枠）の短縮

(1) 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

（令和2年度）

(2) その基準

ア. 夜間枠の使用がない場合

(ア) 前日の午後5時までに夜間枠の使用申請がない場合、閉館時刻を午後9時（12月1日から3月31日は午後8時）とすることができる。なお、1週間前の日曜日の午後5時までに夜間枠の使用申請がない日曜日は、閉館時刻を午後5時とすることができる。

(イ) 吉母・檜崎・室津公民館、豊田・豊北教育支所管内公民館、ふれあいセンター、滝部活動拠点施設は、前日の午後5時までに夜間枠の使用申請がない場合、閉館時刻を午後5時とすることができる。

イ. 夜間枠の使用がある場合

(ア) 午後9時を超過し夜間枠の使用が全て終了した場合、その時点をもって閉館することができる。ただし、午後9時より前に夜間枠の使用が全て終了した場合は、午後9時（12月1日から3月31日は午後8時）をもって閉館することができる。

(イ) 夜間枠の使用が少ない施設（2（2）ア（イ）の施設）は、夜間枠の使用が全て終了した時点をもって閉館することができる。

【参考】

1. 公民館等の社会教育施設における開館時間の短縮の規定

(1) 下関市立公民館の設置に関する条例（抜粋）

（開館時間）

第6条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(2) 下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日等）

第3条 会館の休館日及び開館時間は、次に定めるところによる。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 休館日 月曜日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(2) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(3) 下関市生涯学習センターの設置等に関する条例（抜粋）

（開館時間及び休館日）

第2条 生涯学習センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

名称	開館時間	休館日
下関市豊田生涯学習センター	午前9時から午	(1)月曜日
下関市豊北生涯学習センター	後10時まで	(2)12月29日から翌年1月3日まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

#### (4) 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（抜粋）

##### （開館及び閉館）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

#### (5) 下関市滝部活動拠点施設の設置等に関する条例（抜粋）

##### （休館日及び開館時間）

第3条2 活動拠点施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

第3条3 教育委員会（以下「委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、前2項の休館日及び開館時間を変更することができる。

#### (6) 下関市角島開発総合センターの設置等に関する条例（抜粋）

##### （休館日及び開館時間）

第3条 総合センターの休館日は、次のとおりとする。

2 総合センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

3 教育委員会（以下「委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、前2項の休館日及び開館時間を変更することができる。

## 2. 開館時間（夜間枠）を短縮する理由

(1) 夜間における使用頻度は地域により差があり、利用相談や使用申請等も少なく、一律に非常勤職員を勤務させることが非効率的である。非常勤職員の勤務時間のシフト調整のため。

また、施設の維持管理に係る人件費、光熱水費等経費節減のため。

考古博物館企画展

『郷台地奇譚 EpisodeⅢ－郷台地の弥生石器とその石材－』  
の開催について

令和元年度企画展『郷台地奇譚 EpisodeⅢ－郷台地の弥生石器とその石材－』の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名 称 令和元年度企画展  
『郷台地奇譚 EpisodeⅢ  
－郷台地の弥生石器とその石材－』
2. 内 容 昨年 of 綾羅木郷遺跡史跡指定 50 周年を契機として、  
「郷台地奇譚」と銘打って開催する企画展の第三弾。  
今回の企画展では、綾羅木郷遺跡出土の弥生時代の石  
の道具（石器）をテーマに、郷台地の弥生人の日常の行  
動範囲や弥生時代の地域間交流について考えるもの。  
石器は弥生人の生業を支える道具として必要不可欠な  
文化要素であり、ことさら、鉄器が出現する以前は常に  
社会の中心的な位置を占めていた器物である。そのよう  
な弥生時代の石器のありようをとおして、観覧者に、下  
関の弥生文化について理解を深めていただこうとするも  
の。
3. 会 期 令和 2 年 3 月 2 1 日（土）～6 月 2 8 日（日）  
開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）  
休館日 月曜休館（ただし、月曜日が祝日の場合、は開館）  
観覧無料
4. 会 場 下関市立考古博物館 特別企画展示室
5. 主 催 下関市立考古博物館
6. 関連行事（年度内）  
展示解説会 3 月 2 8 日（土） 10:30～・13:30～（2 回）

報 告 事 項  
令 和 2 年 2 月 2 1 日  
文 化 財 保 護 課

下関市産恐竜卵化石常設展示共用開始及び記念講演会の開催について

下関市産恐竜卵化石常設展示共用開始及び記念講演会の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 展示の概要 平成29年に発表された国内初の恐竜化石発見例であった、下関市産恐竜卵化石が、本市へ寄贈を受けたことを受け、常設展示ブースを考古博物館館内に設置するもの。  
展示については、福井県立恐竜博物館の協力の下、福井県立大学恐竜学研究所 今井拓哉助教の監修による。
2. 共用開始日 令和2年3月14日（土）  
同日 9:30 より寄贈者清水好晴氏を招き、オープニングイベントを開催
3. 記念講演会 展示開始に合わせ、記念講演会を開催。  
演 題 「恐竜卵化石の研究からわかる、恐竜時代の下関」
4. 講 師 福井県立大学恐竜学研究所 今井拓哉助教
5. そ の 他 卵化石展示開始に合わせ、北九州市立自然史・歴史博物館所蔵の下関市吉母産恐竜足跡化石を借用展示。

## 第 2 回「川まち弥生まつり」の開催について

昨年の綾羅木郷遺跡史跡指定 5 0 周年を契機として、地域連携企画として始まった、「川まち弥生まつり」の第 2 回開催について、下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 名 称 第 2 回川まち弥生まつり
2. 内 容 川中地区まちづくり協議会が主体となり、考古博物館と連携し、史跡綾羅木郷遺跡公園及び考古博物館を主会場として、イベントを開催するもの。  
綾羅木郷遺跡公園及び考古博物館を地域の世代を超えた住民の交流の場として活用し、賑わいをもたらそうとするもので、今年度は、第 2 回。今後、毎年開催の予定。
3. 会 期 令和 2 年 3 月 21 日（土）10:30～15:00  
雨天順延（3 月 22 日（日））
4. 会 場 史跡綾羅木郷遺跡公園・下関市立考古博物館・史跡の道
5. 内 容 別紙参照
6. そ の 他 関連行事 史跡の道ウォーク  
考古博物館 弥生土器焼成見学会  
勾玉づくり体験  
火起こし体験

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）（案）について

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）（案）が出来上がりましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 計画の名称

下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）

2. 計画の概要

平成 1 3 年 1 2 月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念を実現するものとして、本市では、平成 2 0 年 3 月に「下関市子どもの読書活動推進計画」を、平成 2 7 年 3 月に「下関市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定している。この度、これまでの計画及び活動を振り返ると共に、社会情勢のさまざまな変化等に伴う子どもの読書環境の変化を踏まえ、子どもの読書活動を支える新たな環境の整備を推進することを目的として、「下関市子どもの読書活動推進計画（第三次）」を策定する。

3. 計画の期間及び対象

令和 2 年度（2 0 2 0 年度）から令和 6 年度（2 0 2 4 年度）までの 5 年間

概ね 18 歳以下の子どもを対象とする。

4. 計画（案）

別紙のとおり

5. 今後の予定

2 月 2 7 日より 3 月 2 7 日の間、パブリックコメントを実施

教育委員会 5 月定例会にて議決

令和 2 年 6 月議会文教厚生委員会にて報告

以上